

三陸復興国立公園

指 定 書  
及 び  
公 園 計 画 書

平成27年3月31日  
環 境 省



三陸復興国立公園

指 定 書

平成27年3月31日

環 境 省



# 目 次

1	指定理由.....	1
2	地域の概要.....	2
	(1) 景観の特性.....	2
	ア 地形、地質.....	2
	イ 植生・野生生物.....	3
	ウ 自然現象.....	5
	エ 文化景観.....	5
	(2) 利用の現況.....	5
	(3) 社会経済的背景.....	6
	ア 土地所有別.....	6
	イ 人口及び産業.....	6
	ウ 権利制限関係.....	8
3	公園区域.....	15

## 1 指定理由

三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなり、公園区域が指定されていない岩手県洋野町も含めた南北の直線延長は約 250km である。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。

これらのことから、種差海岸階上岳地域及び三陸海岸地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景型式とする三陸復興国立公園に指定するものである。

このうち、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心とした地域が、昭和 30 年 5 月 2 日に陸中海岸国立公園として指定された。昭和 39 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域の拡張とともに 3 箇所の海中公園地区（現海域公園地区）が指定された。その後、平成 6 年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 12 年及び 17 年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。

種差海岸階上岳地域は、青森県立自然公園条例に基づき種差海岸階上岳県立自然公園に（昭和 28 年 6 月当初指定）、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は南三陸金華山国定公園に（昭和 54 年 3 月 30 日）それぞれ指定されていたが、平成 22 年に評価を行ったところ（国立・国定公園総点検事業（平成 22 年 10 月、環境省公表））、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。

これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第 3 次点検作業を開始した矢先、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすと同時に、自然環境にも大きな影響を与えた。海食崖等の岩石海岸に対する顕著な影響はほとんど見られなかったが、多くの砂浜海岸では、津波及び地盤沈下により、砂浜の幅が狭くなる、砂浜が消失するなどの地形の変化が確認され、現在も変化し続けている場所がある。また、希少植物を含めた植物の消失、減少等の植生変化も確認されている。干潟については、津波により地形が大きく改変された場所もあり、多くの干潟で生物種の構成に変化が見られた。海藻藻場は沿岸全体で見ると影響は限定的だったものの、アマモ場では、海底地形の変化、砂泥の流出等による消失が多く確認されたとともに、地盤沈下による水深の変化等により、今後藻場の分布等が変化していくことも予想される。海鳥への影響は現在までのところ確認されていないが、渡り鳥については、生息環境である干潟や砂浜等の変化によって、今後影響が現れる可能性もある。

環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成 24 年 5 月）を公表した。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽

しむ旅（復興エコツーリズム）、南北につなぎ交流を深める道（東北海岸トレイル）、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱している。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしており、平成25年5月24日に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定した。

岩手県久慈市から宮城県気仙沼市までの地域（旧・陸中海岸国立公園の区域）は、岩手県の宮古湾付近を境に、北部は大規模な海成段丘が発達し、高さ50mから200mにも達する海食崖をはじめとする豪壮な海岸景観を有している。南部はリアス海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬と深く穏やかな湾入がくり返し展開し、変化に富んだ優美な海岸景観となっている。

種差海岸階上岳地域は、三陸海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。

宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域（南三陸金華山国定公園の区域）は、荒波によって浸食された海食崖を有するリアス海岸及び海上に浮かぶ多くの島しょからなる優美な海岸景観及び田東山や横山不動尊など寺社仏閣に護られた原生的な森林景観からなっている。本地域は、馬淵川まで広がる先新第三系の古い地層に覆われており、発達したリアス海岸は、宮古以南から続く海岸線と直行した断層が浸食され、沈水したことから成り立っている地形であり、北上山地の地形と一体である。

以上を踏まえ、今般、南三陸金華山国定公園を、三陸復興国立公園に編入し、豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、海食崖、リアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適切な利用の推進を図るものである。

## 2 地域の概要

### （1）景観の特性

#### ア 地形、地質

本公園は地形的に見て種差・階上海岸（八戸市から階上町）、階上岳（階上町）、三陸海岸北部（久慈市から宮古市）、三陸海岸南部（宮古市以南）に大別される。種差・階上海岸においては奇岩が散在

する岩礁海岸と広い砂浜が入り混じり、海成段丘の段丘面が海岸に迫っている場所では海食崖が形成されている。階上岳は北上山地の最北の山であり、花崗閃緑岩が大部分を占め、一帯の各地で露頭を見ることができる。三陸海岸北部は海食崖と段丘面から成る海成段丘、三陸海岸南部は湾頭部の突端などに海食崖を伴う典型的なリアス海岸となっている。海岸線は50～200mに達する海食崖、無数の海食洞、海鳥類の繁殖地となる海食棚、海食崖の脚部を中心に点在する岩礁、暖帯性植物を有する島しょ等、地形的変化に富み、本公園の景観特性の核心となっている。

三陸海岸北部の地質は主として北上山地の骨格を形成する秩父古生層と、これに貫入した花崗岩、輝緑岩等の火成岩が中心で、部分的に白亜紀層や第三期層も分布している。これら多種類の岩石が海食作用に異なる反応をみせることから、海岸線は多様な地形を呈している。なお、三陸海岸北部の白亜紀の地層からは多数の化石が見つかっており、特に羅賀海岸は日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として学術的にも貴重である。茂師地区では恐竜（モシリユウ）の化石も見ついている。

三陸海岸南部の地質は二畳系、三畳系及びジュラ系の地層がその大半を占めており、一部に白亜系及びこれを貫く花崗閃緑岩が発達する。二畳系は気仙沼、歌津、雄勝など断続的に発達しており、石灰岩・礫岩などが狭在する。三畳系の下層部が分布する歌津ではウタツ魚竜の化石が見ついているほか、葦の浜海岸付近では三畳紀の主要化石であるアンモナイトや二枚貝類も産出している。ジュラ系の地層は砂岩、黒色粘板岩、礫岩からなり、特に砂岩は花崗岩質で特徴がある。金華山は花崗閃緑岩からなり、これは白亜紀の貫入によるものとされている。江ノ島列島の笠貝島においては世界的にも貴重な球状斑れい岩が見られる。

良好な景観を呈している地形として、崖地に海浜植生が発達する鮫角・葦毛崎、険しい岩石がそそり立つ白浜岬、「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる小袖海岸、豪壮な断崖が続く北山崎、絶壁がそそり立つ鶴ノ巣断崖、細長い板状の火成岩が蝸蠟のように見えるローソク岩、白い岩塊が鋸状に連なる浄土ヶ浜、岩の基部に海食で穴が開けられた穴通磯、優れた海食崖を持つ北侍浜、牛島、三崎、三王岩付近、姉ヶ崎、重茂海岸、船越半島突端部及び船越大島、尾崎、首崎、綾里崎、基石海岸、黒崎、広田崎、唐桑半島東岩、龍舞崎、岩井崎、神割崎、清崎等がある。また、断崖の続く海岸線が多い中、数少ない大規模な砂浜海岸として、大須賀浜、十府ヶ浦海岸等がある。

## イ 植生・野生生物

本公園は植生の観点から、種差・階上海岸、階上岳、三陸海岸に大別することができる。

種差・階上海岸の植生は、沿岸部に発達する海岸植物群落を主体としており、沿岸に発達した草原やお花畑は本地区を代表する景観となっている。鮫角、葦毛崎、中須賀等の北部の崖地や緩斜面にはハマオトコヨモギ・ハマギク群落が発達しており、ハマギク、コハマギク、スカシユリ、キリンソウ、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、サクラソウ等の海岸性もしくは草原性の植物が生育しているほか、種差（棚久保）地区や小舟渡の海に面した緩斜面にはヤマセ等の冷涼な気候や馬等の放牧等によって維持されてきたシバ草原が広がっている。大須賀、法師浜、金浜等の砂浜には砂丘植生が発達し、コ



ウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ウンラン等の植物が生育している。また、鮫角付近や大蛇海岸等の岩礁海岸内には塩性湿地が形成されており、シバナ等が生育するなど、変化に富む海岸線に応じて、多様な植物が生育している。海岸の後背部にはクロマツが植林されている。

階上岳は、ミズナラ・コナラ等からなる落葉広葉樹林及びスギ植林地が主体となっている。高標高部にカシワ-ミズナラ群落やシラカバ群落が分布することが特徴的であり、大開平より東側にはシバ草原や牧草地が分布している。高標高部の落葉広葉樹林や大開平のシバ草原にはヤマツツジが多く分布している。また、広葉樹林部の林床にはフクジュソウ、カタクリ、ミヤマエンレイソウ等の野草が生育する。

三陸海岸の植生は海岸に生育するアカマツを主体としており、海食を受けた岩塊地形と併せて重要な景観要素となっている。アカマツの下床部にはヤマツツジ等の落葉広葉樹が見られる。崖縁部にはラセイタソウ-ハマギク群落、コハマギク群落が優先し、木本ではハマハイビャクシンが広く分布している。砂浜部ではハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等を見ることができる。クロマツの自然林はアカマツに較べて少なく、釜石以南に分布する。落葉広葉樹林は、イヌシデ-アカシデ自然林やクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が内陸部を中心に発達している。また、局地的な植生としては、北山崎にシロバナシャクナゲの群落、船越大島には北限のタブの原生林、尾崎には北限のモミの自然林、船越半島及び金華山には太平洋の海岸沿いにあるものとして貴重なブナ林、田東山や横山不動尊には寺社仏閣に護られたコナラ-ヤマツツジ群落やモミ林がある。

一方、海域ではホンダワラ、アオサをはじめとした海藻類が優先し、魚類の生息場所となっている。また、広田湾には三陸海岸で最大規模のアマモ場が発達し、船越湾はオオアマモやタチアマモの貴重な生育地となっている。良好な海中景観を呈する宮城県気仙沼市周辺では、一部が海域公園地区となっており、海中生物の生育状況を観察することができる。

特筆すべき野生動物は、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥類である。特にクロコシジロウミツバメは日出島及び三貫島が日本で唯一の繁殖地となっており、春から秋にかけて観察することができる。蕪島、椿島及び江ノ島はウミネコの集団繁殖地となっている。特に蕪島はウミネコの繁殖地として重要な景観要素となっており、繁殖の様子を間近に観察することができる。また、江ノ島はウトウの集団繁殖地となっている。三陸海岸の沿岸では、このような海鳥類の他、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が生息し、冬期にはオオワシ、オジロワシが越冬に飛来する。

哺乳類は、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ等の大型哺乳類や、ニホンリス、キツネ等が生息している。また、金華山ではニホンザルをしばしば観察することができる。蝶類は、暖地性のアオスジアゲハ、ヤマトシジミ等を観察することができる。

海域にはアイナメ、ソイ、ナメタガレイ等の魚類をはじめ、ウニ、ホヤ、アワビ等が多く生息している。

## ウ 自然現象

海岸沿いには海食地形が多数存在し、最大の景観要素となっているとともに、学術的に貴重なものも多数ある。波が押し寄せた時に海水を高く吹き上げる潮吹穴が宮古市崎山と気仙沼市岩井崎にあり、碁石海岸の雷岩では岩の下の海食洞穴に打ち当たる波が中の空気を圧縮し、独特な音が発生する。また、八戸市大須賀浜及び気仙沼大島の十八鳴浜は石英を多く含むため、歩くと音がする鳴き砂の浜として知られている。

その他の自然現象としては、春季から秋季にかけて発生する「やませ」があり、太平洋側からの冷涼・湿潤な風が吹くことで、海霧が発生しやすくなる。また、リアス海岸では地形の性質上津波の波高が高くなりやすく、過去の津波の痕跡や記念碑が各地に残されており、特に牡鹿半島は東日本大震災の震源地である金華山沖に最も近いことから、地盤沈下など震災の影響が強く残っている。

## エ 文化景観

沿岸には漁港が多数あり、展望地から望む海上には定置網が設置され、漁船の往来が目に入る。特にリアス海岸となっている公園南部の湾内にはカキ、ホタテ等の養殖筏やワカメ等の養殖ブイが多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を呈している。岬の先端や集落近傍の高台には大小の神社が見られるほか、海岸線に並ぶ漁師の番屋や伝統的工法により建築された日本家屋等が建ち並ぶ様子から、山と海が接する雄大な自然環境の中に息づく古くからの人々の営みが感じられる。

また、種差（棚久保）地区には、馬の放牧等の人為的な影響によって維持されてきた広大なシバ草原が広がっている。金華山は、漁民から海上安全や漁の守護神として信仰の対象となっており、東奥三大霊場として金華山詣でが盛んに行われた。

## (2) 利用の現況

種差・階上海岸においては海岸景観や海浜植物の観察等を目的とした自然探勝が多く、その他、海水浴、サーフィン、キャンプ、磯遊び、魚釣り、ボルダリング等の利用が見られる。階上岳においては、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用が多い。登山口には駐車場、トイレ等の施設が整備されており、マイカー利用に適している。種差海岸階上岳地域には平成 22 年に年間約 30 万人の利用者が訪れている。

三陸海岸においては、変化に富んだ岩壁のほか、砂浜もいくつかあり、公園区域に平行して走る国道 45 号線及びそれにつながる車道を介して、これらの景観観賞や自然探勝が通年的に見られる利用方法である。夏期には、沿岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツが行われている。また、新鮮な魚介類や海藻、雑穀を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られる。浄土ヶ浜をはじめ、遊覧船が出航している地区もあり、陸上のみでなく、海上から海岸景観を楽しむ利用もある。近年は、田野畑村や気仙沼大島等

で体験型利用の取組みも行われており、サップ船ツアー、ガイドウォーク、地引き網、無人島体験等も実施されている。三陸海岸地域には平成 22 年に約 407 万人の利用者が訪れているが、震災による施設の被害等により、利用が戻っていない。今後、地域の自然環境を活用した観光振興を目指したエコツアー、森・里・川・海のつながりを感じられる自然体験活動、沿岸を歩くトレッキング等の利用が期待される。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 土地所有別

本公園は、国有地 2,776ha、公有地 3,057ha、私有地 8,802ha（南三陸金華山国定公園からの編入区域 13,902ha は復興事業による買上げ等により計測できないため除く）であり、私有地及び公有地の公園全体に占める割合が大きい。

#### イ 人口及び産業

本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。（平成 22 年現在）

県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口 (人)
青森県	八戸市	91,917	237,615
	階上町	5,707	14,699
岩手県	宮古市	22,509	59,430
	大船渡市	14,819	40,737
	久慈市	14,012	36,872
	陸前高田市	7,785	23,300
	釜石市	16,094	39,574
	大槌町	5,689	15,276
	山田町	6,605	18,617
	岩泉町	4,357	10,804
	田野畑村	1,309	3,843
	普代村	1,042	3,088
	野田村	1,578	4,632
	宮城県	石巻市	60,897
気仙沼市		25,457	73,489
登米市		26,438	83,880
女川町		3,870	10,001
南三陸町		5,376	17,402

各公園区域内の居住者は各市町村とも少数である。水産業やサービス業を主要産業とする市町村が多く、国立公園と関わりの深い産業としては漁業、林業及び観光業が挙げられる。

八戸市ではスルメイカやサバの水揚げが多く、地域の特産品となっている。一方、宮古市以北の三陸海岸北部ではさけ・ます類の水揚げが多く、山田、大船渡、陸前高田、気仙沼、石巻等の三陸海岸南部ではサンマの水揚げが多い傾向にある。さらに、宮古以南ではリアス海岸の穏やかな内湾を利用して、ホタテやカキ、ワカメ等の養殖が盛んに行われている。

また、三陸地域は「やませ」の影響を強く受ける地域のため米作に向かない土地が多く、特に宮古市以北の地域では、海成段丘上のなだらかな地形を利用した酪農や野菜生産が行われている。

このような特産物を観光客向けに販売するため、各地に市場や直売所等が設けられており、地域の自然がもたらす豊かな恵みは当地域の重要な観光資源にもなっている。その他、観光客の利用施設として、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島、鮎川浜等の拠点地域において宿泊施設が営まれている。

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	宮城県石巻市地内	1,839	平 18. 3. 23
土砂流出防備	宮城県石巻市地内	893	平 6. 1. 13 他
土砂崩壊防備	岩手県下閉伊郡山田町地内	2	昭 61. 7. 9
	宮城県石巻市地内	43	平 12. 3. 22
潮害防備	宮城県石巻市地内	12	明 30 以前
	宮城県気仙沼市地内	14	明 30 以前
干害防備	宮城県石巻市地内	434	昭 57. 7. 24 他
	宮城県女川町地内	156	平 16. 7. 12
魚つき	岩手県宮古市地内	157	大 7. 3. 18
	岩手県久慈市地内	57	大 7. 3. 18
	岩手県下閉伊郡山田町地内	319	大 7. 3. 18 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	12	大 7. 3. 18
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	36	大 7. 3. 18
	宮城県石巻市地内	73	明 30 以前
	宮城県南三陸町地内	7	明 30 以前他
保健	宮城県石巻市地内	880	昭 56. 6. 4
風致	宮城県石巻市地内	901	明 30 以前他

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県三戸郡階上町地内	1,813	昭 46. 3. 19 他
	宮城県石巻市地内	57	昭 24. 10. 27 他
	宮城県気仙沼市地内	48	昭 58. 8. 8 他
	宮城県登米市地内	172	昭 56. 6. 20 他
	宮城県牡鹿郡女川町地内	1	平 8. 12. 15
	宮城県本吉郡南三陸町地内	64	昭 56. 6. 20
土砂流出防備	岩手県宮古市地内	28	昭 56. 9. 17 他
	岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 50. 3. 5
	岩手県下閉伊郡普代村地内	1	昭 61. 5. 9 他
	宮城県石巻市地内	8	昭 50. 11. 19 他

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
	宮城県牡鹿郡女川町地内	2	平 6.12.15
	宮城県本吉郡南三陸町地内	10	昭 45.10.11
土砂崩壊防備	岩手県宮古市地内	2	昭 33.9.25 昭 37.6.28
	岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 63.8.17
	岩手県九戸郡野田村地内	4	昭 63.6.28
	宮城県石巻市地内	2	昭 53.10.21 他
	宮城県気仙沼市地内	2	昭 56.11.7
	宮城県牡鹿郡女川町地内	1	昭 59.4.19 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	1	昭 58.9.1 他
	飛砂防備	岩手県陸前高田市地内	3
岩手県九戸郡野田村地内		2	昭 9.7.3
宮城県石巻市地内		6	昭 43.1.26
潮害防備	岩手県宮古市地内	38	明 44.7.8 他
	岩手県陸前高田市地内	10	大 7.6.28
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	2	昭 44.7.29
	岩手県下閉伊郡山田町地内	25	昭 18.5.5 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	5	昭 15.5.27
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	6	昭 18.4.7
	岩手県下閉伊郡普代村地内	6	昭 18.4.7
	岩手県九戸郡野田村地内	4	昭 14.5.27
	宮城県石巻市地内	294	昭 12.7.15 他
	宮城県気仙沼市地内	5	昭 12.7.15 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	3	昭 11.5.12 他
干害防備	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	11	平元.12.8
	宮城県牡鹿郡女川町地内	7	平 22.9.17
魚つき	岩手県宮古市地内	734	明 44.7.8 他
	岩手県大船渡市地内	41	明 30.12.27 他
	岩手県久慈市地内	93	明 45.4.18 他
	岩手県陸前高田市地内	82	明 43.5.31 他
	岩手県釜石市地内	130	明治 43.5.31 他
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	76	明 44.7.7 他
	岩手県下閉伊郡山田町地内	143	明 44.7.7 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	28	明 44.7.8 他

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	113	明 45. 4. 18 他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	177	明 45. 4. 18 他
	岩手県九戸郡野田村地内	44	明 45. 4. 18 他
	宮城県石巻市地内	596	明 30. 12. 30 他
	宮城県気仙沼市地内	136	明 30. 12. 30 他
	宮城県牡鹿郡女川町地内	88	明 30. 12. 30 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	110	明 30. 12. 30 他
保健	青森県三戸郡階上町地内	67	平 13. 11. 12 他
	岩手県宮古市内地内	37	昭 63. 5. 13
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	32	昭 59. 11. 30
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	5	平元 12. 8
	宮城県石巻市地内	136	昭 56. 4. 24 他
	宮城県気仙沼市地内	72	昭 55. 9. 9
風致	宮城県気仙沼市地内	1	明 30. 9. 26
	宮城県登米市地内	33	明 30. 12. 30 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	2	明 30. 12. 30

(イ) 鳥獣保護区

(国指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
日出島鳥獣保護区	岩手県宮古市内地内	8 (うち特保8)	平成 57. 11. 1
三貫島鳥獣保護区	岩手県釜石市内地内	25 (うち特保25)	昭 56. 11. 1

(県指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
鮫鳥獣保護区	青森県八戸市内地内	1,093	昭 46. 10. 28
階上鳥獣保護区	青森県三戸郡階上町地内	734	昭 43. 7. 31
宮古市崎山鳥獣保護区	岩手県宮古市内地内	194	昭 55. 11. 1
浄土ヶ浜・蛸ノ浜鳥獣保護区	岩手県宮古市内地内	241	昭 55. 11. 1
宮古市迫切鳥獣保護区	岩手県宮古市内地内	280	昭 49. 11. 1

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
宮古市鮎山鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	647	昭 62. 11. 1
宮古市田老鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	95	昭 63. 11. 1
宮古市佐賀部鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	81	昭 63. 11. 1
久慈市侍浜鳥獣保護区	岩手県久慈市地内	22	平元. 11. 1
高田松原鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	55	昭 48. 11. 1
陸前高田市椿島・青松島鳥獣保護区	岩手県陸前高田市地内	2	平 4. 11. 1
釜石鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	196	昭 62. 11. 1
大槌町赤浜鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡大槌町地内	243	昭 49. 11. 1
山田町山田湾鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	178	平 4. 11. 1
船越半島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	703	昭 42. 11. 1
山田町船越大島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	22	昭 44. 11. 1
山田町小谷鳥鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山田町地内	647	昭 53. 3. 30
田野畑村北山鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	357	昭 61. 11. 1
島の越鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田野畑村地内	17	昭 58. 11. 1
普代村黒崎鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡普代村地内	306	昭 63. 11. 1
神割崎鳥獣保護区	宮城県石巻市及び宮城県本吉郡南三陸町地内	195	昭 43. 11. 1
網地島鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	523	昭 46. 11. 1
牡鹿鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	1, 294	昭 46. 11. 1
稗畑鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	6	昭 49. 11. 1
金華山鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	960	昭 50. 11. 1
牡鹿半島鳥獣保護区	宮城県石巻市及び宮城県牡鹿郡女川町地内	5, 260	平 15. 11. 1
富士川鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	95	平 16. 4. 1
大島鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	508	昭 3. 11. 1
田束山鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内及び宮城県本吉郡南三陸町地内	211	昭 49. 11. 1
小泉鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	48	昭 59. 11. 1
津谷川鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	19	平 16. 4. 1
お伊勢鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	25	平 18. 4. 1
横山不動尊鳥獣保護区	宮城県登米市地内	10	昭 49. 11. 1
高崎山鳥獣保護区	宮城県牡鹿郡女川町地内	197	平 6. 4. 1



種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
水戸辺在郷鳥獣保護区	宮城県本吉郡南三陸町地内	367	昭 55.11.1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	蛸ノ浦貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 9.1.22
	橋野高炉跡	岩手県釜石市地内	昭 32.6.3
県指定史跡	大洞貝塚	岩手県大船渡市地内	昭 41.3.8
	仁斗田貝塚	宮城県石巻市地内	昭 50.4.30
	田東山経塚群	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 52.4.26
国指定名勝	種差海岸	青森県八戸市地内	昭 12.12.21
	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	平 24.1.24
	珊瑚島	岩手県大船渡市地内	昭 18.8.27
	高田松原	岩手県陸前高田市地内	昭 15.11.13
県指定名勝	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	昭 29.4.5
	船越海岸	岩手県下閉伊郡山田町地内	昭 29.4.5
	巨釜半造	宮城県気仙沼市地内	昭 34.8.31
国指定天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地	青森県八戸市地内	大 11.3.8
	崎山のローソク岩	岩手県宮古市地内	昭 29.4.5
	崎山の潮吹穴	岩手県宮古市地内	昭 14.9.7
	日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 10.12.24
	碁石海岸	岩手県大船渡市地内	昭 12.6.15
	館ヶ崎岩脈	岩手県大船渡市地内	昭 14.9.7
	椿島ウミネコ繁殖地	岩手県陸前高田市地内	昭 9.12.28
	蛇ヶ崎	岩手県陸前高田市地内	昭 11.12.16
	三貫島オオミズナギドリ・ヒメクロウミツバメ繁殖地	岩手県釜石市地内	昭 56.11.1
	八景島暖地性植物群落	宮城県石巻市地内	昭 39.6.27
	十八鳴浜及び九九鳴き浜	宮城県気仙沼市地内	平 23.9.21
	横山のウグイ生息地	宮城県登米市地内	昭 10.8.27

区分	名称	位置	指定年月日
	陸前江ノ島のウミネコ およびウトウ繁殖地	宮城県牡鹿郡女川町地内	昭 9. 1. 22
	歌津館崎の魚竜化石産 地及び魚竜化石	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 50. 8. 2
	椿島暖地性植物群落	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 41. 11. 7
県指定天然記念物	佐賀部ウミネコ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 34. 3. 17
	大船渡の三面椿	岩手県大船渡市地内	昭 44. 6. 6
	青松島	岩手県陸前高田市地内	昭 44. 6. 6
	タブノキ自生地	岩手県下閉伊郡山田町地内	昭 29. 4. 4
	イワタバコ北限自生地	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	昭 44. 6. 6
	田野畑の白亜紀化石産 地	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	昭 41. 3. 8
	田野畑のシロバナシャ クナゲ群落	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	昭 29. 4. 5
	大指海域および双子島、 鞍掛島、蹄島、黒島のウ ミネコ、ゴイサギ、アメ ツバメ、ウトウ等の繁殖 地	宮城県石巻市地内	昭 43. 12. 13
	岩井崎石灰岩化石	宮城県気仙沼市地内	昭 34. 8. 31
球状斑糲岩	牡鹿郡女川町江島	昭 44. 8. 29	

(エ) 海岸保全区域 (県管理分)

種類	位置	重複延長	指定年月日
国土交通省所管	青森県八戸市地内	3. 2 km	昭 38. 11. 30 他
	青森県三戸郡階上町地内	2. 1 km	昭 44. 3. 20 他
	岩手県宮古市地内	0. 6 km	昭 38. 4. 12 他
	岩手県陸前高田市地内	1. 8 km	昭 48. 6. 22
	岩手県釜石市地内	0. 1 km	昭 33. 5. 6
	岩手県下閉伊郡山田町地内	0. 2 km	昭 44. 4. 15 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0. 4 km	昭 46. 3. 9 他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	1. 3 km	昭 40. 2. 12 他
	岩手県九戸郡野田村地内	3. 9 km	昭 46. 1. 29 他

種類	位置	重複延長	指定年月日
	宮城県石巻市地内	4.2 km	昭 33. 3. 28 他
	宮城県気仙沼市地内	12.4 km	昭 37. 6. 19 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	6.4 km	昭 48. 10. 19 他
農林水産省（水産庁）所管	青森県八戸市地内	0.3 km	昭 38. 11. 30
	青森県三戸郡階上町地内	0.3 km	昭 62. 10. 31
	岩手県宮古市地内	0.3 km	昭 40. 3. 30
	岩手県大船渡市地内	2.3 km	昭 43. 1. 12 他
	岩手県陸前高田市地内	10.7 km	昭 43. 4. 9
	岩手県釜石市地内	1.3 km	昭 40. 12. 17 他
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	6.0 km	昭 40. 3. 30
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭 46. 9. 17
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	0.5 km	昭 39. 11. 13
	宮城県気仙沼市地内	1.7 km	昭 54. 3. 13 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	0.5 km	昭 48. 10. 19

（才）都市公園・風致地区

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
浄土ヶ浜風致地区	岩手県宮古市地内	112	昭 26. 12. 22
高田松原総合公園	岩手県陸前高田市地内	54	平成. 11. 24

### 3 公園区域

三陸復興国立公園の区域を次のとおりとする。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	259	
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山 沢及び大字平内の各一部	2,164	
		小計	2,423
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 21 林班の全部並びに 1 林班及 び 20 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先 島嶼及び地先岩礁の全部 宮古市 大字音部、大字重茂、鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、 田老字青砂里、田老字青野滝北、田老字青野滝南、田老字 乙部野、田老字重津部、田老字重津部北、田老字檜内、田 老字越田、田老字下撰待、田老字西向山、田老字水沢、田 老字水沢南、田老字向新田、田老字向山及び田老字和野の 各一部	2,740	
	大船渡市 赤崎町、大船渡町、末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及 び三陸町綾里の各一部	1,659	
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 95 林班及び 96 林班の 全部並びに 94 林班、97 林班及び 179 林班の各一部並びに これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 長内町及び待浜町の各一部	601	
	陸前高田市 小友町、気仙町、高田町、広田町及び米崎町の各一部	170	
	釜石市 甲子町、釜石町、唐丹町、箱崎町、大字平田及び両石町の 各一部	1,526	

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	290	
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班、26 林班及び 28 林班 の全部並びに 24 林班、27 林班及び 29 林班から 31 林班ま での各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び 地先岩礁の全部 下閉伊郡山田町 飯岡、織笠及び船越の各一部	2,151	
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林 班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び 地先岩礁の全部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	161	
	下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれら の地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、切牛、島越、机、真木沢、松前沢、羅賀及び 和野の各一部	993	
	下閉伊郡普代村 字黒崎及び字下村の全部並びに字上の山、字宇留部、字太 田名部、字上村、字白井、字銅屋、字中山、字野 胡桃、 字馬場野、字明神及び字和野山の各一部	795	
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	146	
		小計	11,232

都道府県名	区	域	面積 (ha)
宮城県	石巻市内	国有林宮城北部森林管理署502林班から512林班まで、514林班、515林班、517林班から532林班まで、557林班、558林班、565林班から568林班まで、570林班、571林班及び574林班の全部並びに516林班、559林班及び569林班の各一部	9,275
	石巻市	網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	
	気仙沼市内	国有林宮城北部森林管理署346林班の全部並びに353林班の一部	1,263
気仙沼市	磯草、大初平、大前見島、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、小前見島、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、本吉町赤牛、本吉町天ヶ沢、本吉町後田、本吉町歌生、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地及び横沼の全部並びに唐桑町北中、唐桑町宿浦、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、本吉町泉沢、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町午王野沢、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島、本吉町道外及び本吉町蕨野の各一部		
登米市	津山町柳津及び津山町横山の各一部	814	

都道府県名	区	域	面積 (ha)	
	牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 535 林班から 537 林班までの各一部			
	牡鹿郡女川町 飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部		1,815	
	本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部			
	本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、歌津字払川、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字樋の口、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部		1,715	
			小計	14,882
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)				
合 計				28,537

(表 2 : 公園区域 (海域) 表)

区	域	面積 (ha)
青森県八戸市及び三戸郡階上町の地先海面の一部		1,900
岩手県久慈市の地先海面の一部		1,200

区 域	面積 (ha)
岩手県宮古市、久慈市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、 下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村及び九戸郡野田村の地先海面の一部	24,800
岩手県釜石市及び大船渡市の地先海面の一部	900
岩手県大船渡市及び陸前高田市の地先海面の一部	6,900
岩手県陸前高田市の地先海面の一部	500
宮城県石巻市、気仙沼市、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の地先海面の一部	28,300
合 計	64,500



三陸復興国立公園

公園計画書

平成27年3月31日

環境省



# 目次

1	基本方針.....	1
2	規制計画.....	4
	(1) 保護規制計画.....	4
	ア 特別地域.....	4
	(ア) 特別保護地区.....	9
	(イ) 第1種特別地域.....	15
	(ウ) 第2種特別地域.....	26
	(エ) 第3種特別地域.....	46
	イ 海域公園地区.....	61
	ウ 関連事項.....	62
	(ア) 普通地域.....	62
	エ 面積内訳.....	65
	(2) 利用規制計画.....	67
3	事業計画.....	68
	(1) 施設計画.....	68
	ア 保護施設計画.....	68
	イ 利用施設計画.....	69
	(ア) 集団施設地区.....	69
	(イ) 単独施設.....	77
	(ウ) 道路.....	83
	a 車道.....	83
	b 歩道.....	87
	(エ) 運輸施設.....	90
4	参考事項.....	91
	(1) 過去の経緯.....	91

## 1 基本方針

三陸復興国立公園（仮称。以下省略し「三陸復興国立公園」という。）は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と岩手県宮古市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。

本地域の利用については、展望地から自然風景を鑑賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることのできる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を鑑賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自然・文化を感じることのできる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。

今般、三陸復興国立公園を指定するに当たっては、以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日本大震災からの復興に貢献する。

### （1）規制計画

#### ア 保護規制計画

種差海岸階上岳地域のうち、県立自然公園に指定されていた地域は、県立自然公園の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。また、良好な展望地点や利用上重要な土地として拡張する鮫角灯台周辺及び種差（棚久保）地区周辺については特別地域とする。三陸海岸地域のうち、国定公園に指定されていた地域は、国定公園の保護規制計画を基本とし、良好な風致を維持する区域等を特別地域とする。また、利用上重要な土地として拡張する月浜地区及び鮎川地区周辺については特別地域とする。その他の地域については、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、現時点において見直しは行わず、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

その他、以下の方針により保護規制計画を定めることとする。

#### （ア）特別保護地区

- ・特に自然性が高く傑出した景観を有する海岸、特異な地質からなる海岸、自然性が高い海鳥類の繁殖地等を特別保護地区として厳正な保護を図る。

#### （イ）第1種特別地域

- ・特異な生態系・地形地質が優れた景観を形成している地域等を第1種特別地域とする。

#### （ウ）第2種特別地域

- ・利用拠点の周囲、良好な状態で自然植生が維持されている地域、特異な地形・地質の露出地、

展望地点や海上からの眺望対象として重要な地域等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

- ・上記の地域以外と一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域等を第3種特別地域とする。

(オ) 海域公園地区

- ・透明度が高く、多様な海藻群落等が発達する海域を海域公園地区とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

- ・種差(棚久保)地区は、本公園の北の玄関口として重要な利用拠点であり、案内所、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区を計画し、適切な整備方針等を定める。
- ・三陸海岸北部の利用者にとって重要な利用拠点である宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、田老、普代の4地域及び、三陸海岸南部の利用者にとって重要な利用拠点である碇石海岸、気仙沼大島、唐桑御崎、神割崎の4地域(計8地域)については、宿舎、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区として維持し、適切な整備方針等を定める。
- ・鮎川地区は、牡鹿半島及び牡鹿諸島への玄関口として重要な利用拠点であり、案内所、駐車場等の利用施設が最小限必要とされていることから、集団施設地区を計画し、適切な整備方針等を定める。
- ・東日本大震災の経験を踏まえ、各地区の状況に応じ、自然の脅威を学ぶ場、自然の恵みや地域固有のくらしなどを紹介する施設、災害時にも活用可能な施設など、防災・減災に配慮した整備方針等を定める。
- ・施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する整備方針等を定める。

(イ) 単独施設

- ・利用実態から見て必要である施設又は現存し、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

(ウ) 車道

- ・半島にある園地や集団施設地区への到達路、興味地点をつなぐ車道として現存し、利用されている車道を位置づける。

(エ) 歩道

- ・種差海岸階上岳地域においては、整備による風致景観への支障のないことを確認の上、現存する歩道を中心として、風景(自然・人文風景)、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる長距離自然歩道を計画する。

- ・三陸海岸地域においては、登山道や散策路として現存し、利用されている歩道を歩道計画として位置づけ、地域住民との協働により地域の魅力地点を結んだ路線を長距離自然歩道として計画する。

(オ) 運輸施設

- ・海域からの景観を鑑賞するための遊覧船および離島への定期航路として現存し、利用されている、あるいはその見込みのある運輸施設を位置づける。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	211 〔 国 64 公 5 私 142 〕
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字平内の各一部	2,162 〔 国 15 公 30 私 2,117 〕
	小 計	2,373 〔 国 79 公 35 私 2,259 〕
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 21 林班の全部並びに 1 林班及び 20 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	2,080 〔 国 — 公 — 私 — 〕
	宮古市 大字音部、大字重茂、鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字青野滝北、田老字青野滝南、田老字乙部野、田老字重津部、田老字重津部北、田老字檜内、田老字越田、田老字下撰待、田老字西向山、田老字水沢、田老字水沢南、田老字向新田、田老字向山及び田老字和野の各一部	
	大船渡市 赤崎町、大船渡町及び末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	1,659 〔 国 — 公 — 私 — 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 95 林班及び 96 林班の全部 並びに 94 林班、97 林班及び 179 林班の各一部並びにこれらの 地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 宇部町、長内町及び待浜町の各一部	584 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	陸前高田市 小友町、気仙町、高田町、広田町及び米崎町の各一部	170 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	釜石市 甲子町、釜石町、唐丹町、箱崎町、大字平田及び両石町の各一 部	1,526 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	289 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班、26 林班及び 28 林班の全部 並びに 24 林班、27 林班及び 29 林班から 31 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡山田町 飯岡、大沢、織笠及び船越の各一部	2,103 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林班の 各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁 の全部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	135 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー
	下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域 の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、切牛、島越、机、真木沢、松前沢、羅賀及び和野 の各一部	350 〔 国 ー 〕 公 ー 私 ー



都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白井、字銅屋、字野胡桃、字馬場野、字明神及び字和野山の各一部	317 国 — 公 — 私 —
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	144 国 — 公 — 私 —
	小 計	9,357 国 2,688 公 2,155 私 4,514
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 512 林班まで、514 林班、515 林班、517 林班、518 林班、520 林班から 532 林班まで、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班まで、570 林班、571 林班及び 574 林班の全部並びに 516 林班、519 林班、559 林班及び 569 林班の各一部 宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	9,019 国 — 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
	<p>宮城県気仙沼市内</p> <p>国有林宮城北部森林管理署 346 林班の全部及び 353 林班の一部 気仙沼市</p> <p>磯草、大初平、大前見島、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、 唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、小前見島、外畑、外 浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、本吉町赤牛、本吉町 泉沢、本吉町後田、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町午王野 沢、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町下宿、本吉町菅の沢、 本吉町中島、本吉町二十一浜、本吉町日門、本吉町谷地、本吉 町蕨野及び横沼の全部並びに唐桑町北中、唐桑町宿浦、唐桑町 中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、本吉町天ヶ沢、本 吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今 朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外 の各一部</p>	<p>1,215</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							
	<p>宮城県登米市</p> <p>津山町柳津及び津山町横山の各一部</p>	<p>814</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							
	<p>宮城県牡鹿郡女川町内</p> <p>国有林宮城北部森林管理署 535 林班の全部並びに 536 林班及び 537 林班の各一部</p> <p>宮城県牡鹿郡女川町</p> <p>飯子浜、石浜、出島、江島、尾浦、大石原浜、御前浜、桐ヶ崎、 小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一 部</p>	<p>1,815</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の全部	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
	国		—					
	公		—					
私	—							
宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字払川、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字樋の口、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字底土、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	1,715							
小 計	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—	
国	—							
公	—							
私	—							
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)								
	合 計	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							

(ア) 特別保護地区

次の地区を特別保護地区とする。

ただし、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
岩手県	宮古市 大字崎鍬ヶ崎、鍬ヶ崎、田老字西向山及び田老字向山の各一部	42 国 — 公 — 私 —
	陸前高田市 広田町の一部	6 国 — 公 — 私 —
	釜石市 箱崎町の一部	37 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡山田町 船越の一部	261 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、机、松前沢、羅賀及び和野の各一部	92 国 — 公 — 私 —
	小 計	438 国 — 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班までの各一部 宮城県石巻市 雄勝町分浜の一部	377 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	26 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の各一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字寺浜の一部	7 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	小 計	410 〔 国 — 〕 公 — 私 —
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
	合 計	848 〔 国 — 〕 公 — 私 —

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
北山崎	岩手県下閉伊郡田野畑村内 国有林三陸北部森林管理署 596 林班の全部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡田野畑村 明戸、北山及び机の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	北山崎から弁天崎に至る一帯の海食崖及び岩礁で、豪壮な隆起海岸の断崖が続き、本公園で最も優れた景観地の一つである。断崖の落差は最大で 150mにもなり、海のアルプスとも称されている。また、北方系植物であるシロバナシャクナゲの貴重な群落が分布している。	81 国 — 公 — 私 —
羅賀・平井賀	岩手県下閉伊郡田野畑村 羅賀及び和野の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	隆起性の断崖を有する海岸で、日本の代表的な白亜紀化石を多数含んでいる。学術的にも貴重な地区である。	11 国 — 公 — 私 —
佐賀部	岩手県宮古市 田老字西向山及び田老字向山の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	隆起性の海食崖が切り立ち、壮大な岩脈が海に落ち込む一方でそれらの岩腹に海食洞が形成されており、雄大な海岸景観を呈している。岩上はウミネコ、ウミウ等の鳥類の繁殖地となっている。	32 国 — 公 — 私 —
日出島	岩手県宮古市 大字崎鉾ヶ崎の一部（日出島の全部並びに付近の島嶼及び岩礁）	崎山海岸の地先にある無人島で、東半球唯一のクロコシジロウミツバメの集団繁殖地となっている。オオミズナギドリ等の繁殖地にもなっており、直接的な人為影響のない自然環境を保っている。	6 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
奥浄土ヶ浜	岩手県宮古市 鍬ヶ崎の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	石英粗面岩の白い岩塊が鋸歯のように連なり、その上に生育するアカマツの緑との対象が優美な景観を呈している。本公園で最も優れた景観地の一つであり、最大の利用対象となっている。	4 国 — 公 — 私 —
船越半島	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 25 林班及び 27 林班から 29 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	船越半島の東側、仮宿崎から小谷鳥に至る断崖で、赤平断崖、大釜崎等の景観ポイントを有する。古生層の角岩、粘板岩系の地層の露出が赤色に変色した部分もあり、地形の雄大さだけでなく色彩的にも良好な景観を呈している。崖部にはアカマツ、ハマハイビヤクシンをはじめ、ハマギクの群落も見られる。	261 国 — 公 — 私 —
三貫島	岩手県釜石市 箱崎町の一部（三貫島の全部並びに付近の島嶼及び岩礁）	御箱崎南方にある無人島で、オオミズナギドリ、ヒメクロウミツバメの繁殖地として重要である。	37 国 — 公 — 私 —
椿島・青松島	岩手県陸前高田市 広田町の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	広田半島の先端にある花崗岩の無人島で、ウミネコ、ゴイサギ、ウミウの繁殖地として貴重である。	6 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
八景島列島 (八景島・小八景島・ハテ崎)	宮城県石巻市 雄勝町分浜の一部	雄勝半島の北側に位置する列島で、タブノキを主とする暖帯性の原生林に覆われている。タブノキのほかユズリハ、モチノキの大木なども生育し、暖地性植物群落として特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区である。	17 国 — 公 — 私 —
金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班までの各一部	牡鹿半島の東側にある島で、全島がほぼ花崗岩からなり、周囲は比高 50 m 以上にもおよぶ大規模な海食崖となっている。ニホンジカ、ニホンザルの生息地であり、ブナ、ケヤキ、モミ、アカマツ、クロマツ等の植物の分布が垂直的に見られ、景観の維持を図る必要のある地区である。	360 国 — 公 — 私 —
江ノ島列島 (江ノ島、笠貝島、足島、平島、二股島)	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	牡鹿半島の北側に位置する列島で、ヤブツバキ、トベラ等の暖帯性植物に覆われている。ウミネコおよびウトウの繁殖地として学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区である。	26 国 — 公 — 私 —
椿島諸島(椿島、野島、竹島、松島)	宮城県本吉郡南三陸町内 国有林宮城北部森林管理署 366 林班及び 371 林班の各一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字寺浜の一部	志津川湾に浮かぶ島々で、タブノキを主とする暖帯性の原生林に覆われている。特に椿島は暖地性植物群落が密生していることから特定植物群落に指定され、学術的な価値も高く、景観の維持を図る必要のある地区である。	7 国 — 公 — 私 —



名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
		合 計	<div style="text-align: right;">848</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">国</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								

(イ) 第1種特別地域

次の地区を第1種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	28 〔 国 16 〕 公 1 私 11
	三戸郡階上町 大字田代、大字鳥屋部及び大字晴山沢の各一部	40 〔 国 0 〕 公 0 私 40
	小 計	68 〔 国 16 〕 公 1 私 51
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 20 林班及び 21 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	476
	宮古市 大字音部、大字重茂、鉾ヶ崎、大字崎鉾ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字越田及び田老字和野の各一部	〔 国 — 〕 公 — 私 —
	大船渡市 赤崎町、大船渡町及び末崎町の各一部	26 〔 国 — 〕 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 96 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	120 国 — 公 — 私 —
	久慈市 侍浜町の一部	— — —
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	4 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 30 林班の一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部	102 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡山田町 船越の一部	— — —
	下閉伊郡普代村 字下村の一部	44 国 — 公 — 私 —
	小 計	772 国 — 公 — 私 —
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班まで、511 林班、512 林班、522 林班、524 林班、532 林班及び 565 林班の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、雄勝町大須、雄勝町桑浜、雄勝町船越、雄勝町名振、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小渕浜、田代浜、泊浜、新山浜、長渡浜、谷川浜、福貴浦及び寄磯浜の各一部	1,081 国 — 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の一部 気仙沼市 大前見島、唐島及び小前見島、唐桑町欠浜、唐桑町 神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜及び唐桑町中の 全部並びに横沼の一部	107 国 — 公 — 私 —
	宮城県牡鹿郡女川町 出島、尾浦及び塚浜の各一部	106 国 — 公 — 私 —
	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦の全部並びに歌津字石浜、歌津字大 磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字館浜、歌津字 田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、 歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、 歌津字寄木、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、 戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮及び志津川字大 森の各一部	145 国 — 公 — 私 —
	小 計	1,439 国 — 公 — 私 —
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地 先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
	合 計	2,279 国 — 公 — 私 —

(表 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
蕪島	青森県八戸市 大字鮫町の一部	周囲の岩礁や植物群落、数万羽のウミネコが繁殖し飛び交う様子が、蕪嶋神社等の文化景観とあいまって優れた風致を呈している。ウミネコの繁殖地として天然記念物に指定され、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2 国 0 公 0 私 2
種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	やませ等の冷涼な気候や馬の放牧等によって維持されてきたシバ草原と、奇岩が散在する岩礁海岸、樹齢 90 年以上のクロマツ林が広がり、種差・階上海岸を代表する景観を有している。 これらの景観は鑑賞対象として利用上も重要な地区であり、適正な利用と優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	26 国 16 公 1 私 9
つくし森	青森県三戸郡階上町 大字鳥屋部の一部	クリ、コナラ等の広葉樹林からなり、林床にはクマガイソウを始めとした野生ランが多く見られ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	9 国 0 公 0 私 9

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
階上岳	青森県三戸郡階上町 大字田代、大字鳥屋部及び大字晴 山沢の各一部	階上岳山頂部の地区で、ミズナラ、コナラ、シラカンバ等 の広葉樹林を主体とする。八甲田連峰、太平洋、岩手山、北 上山地の山々等の眺望が優れるとともに、花崗閃緑岩の露頭 を見ることができ、優れた風致の維持を図る必要性の高い地 区である。	31 国 0 公 0 私 31
北侍浜・牛 島	岩手県久慈市 侍浜町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	花崗岩が浸食された高さ 60～70mの海食崖、海食棚及び無 数の岩礁が美しい海岸景観を呈している。鑑賞対象として、 また釣り等のレクリエーションの場として重要である。	14 国 — 公 — 私 —
三崎	岩手県久慈市 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94林班から 96林班までの各一部並 びにこれらの地域の地先海岸、地 先島嶼及び地先岩礁の全部	久慈市の東端にある半島の海岸部で、比高のある断崖とな っている。段丘上はアカマツ群落、崖縁部はコハマギク群 落が成立し、海食地形とあいまって優れた風致を呈してい る。	106 国 — 公 — 私 —
黒崎海岸	岩手県下閉伊郡普代村 字下村の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	普代集団施設地区及びその南方海岸部で、比高のある断崖 となっている。アカマツ主体の自然植生が海食地形とあいま って優れた風致を呈している。	44 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
真崎海岸	岩手県宮古市 田老字青砂里、田老字越田及び田老字和野の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	田老集団施設地区の海岸部の大半を占め、真崎灯台周辺の断崖や三王岩は陸上及び海上からの優れた鑑賞対象となっている。	51 国 — 公 — 私 —
崎山海岸	岩手県宮古市 大字崎鍬ヶ崎及び大字崎山の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	姉ヶ崎から大沢漁港にかけての海岸地帯で、アカマツ主体の自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。潮吹穴や蠟燭岩等の鑑賞対象がある。	33 国 — 公 — 私 —
浄土ヶ浜	岩手県宮古市 鍬ヶ崎の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	アカマツを主体とした自然植生が残り、本公園の核心部である奥浄土ヶ浜に至る導入部として優れた風致を呈している。	41 国 — 公 — 私 —
重茂半島	岩手県宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 20林班及び21林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県宮古市 大字音部及び大字重茂の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	本公園北部の海食崖海岸と南部のリアス海岸の境界に位置し、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。とどヶ崎は本州最東端として知られている。	351 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
船越半島南岸	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 30 林班の一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	船越集団施設地区の東側に位置する海岸部で、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。	80 国 — 公 — 私 —
船越大島	岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（船越大島の全部及び付近の岩礁）	船越湾に浮かぶ無人島でタブの大島とも言われ、南方系の植物であるタブノキの生育北限として生態学的にも貴重なところである。	22 国 — 公 — 私 —
野島	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部（野島の全部及び付近の岩礁）	吉里吉里半島の先端部にある無人島で、アカマツを主体とした自然植生が海食地形とあいまって優れた風致を呈している。	4 国 — 公 — 私 —
大船渡湾	岩手県大船渡市 赤崎町の一部（琵琶島、前島及び水鶏島の全部並びに付近の岩礁） 大船渡町の一部（珊瑚島の全部及び付近の岩礁）	大船渡湾に浮かぶ無人島で、入江の水面とアカマツを主体とした自然植生が優れた風致を呈している。	7 国 — 公 — 私 —



名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
長崎海岸	岩手県大船渡市 赤崎町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	リアス海岸の岩礁地形のなかにヒサカキが自生しており、 特定植物群落に指定されている。	5 国 — 公 — 私 —
碁石海岸	岩手県大船渡市 末崎町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	岩礁、小島、断崖、洞窟、洞門等の特徴ある海岸地形が連 続しており、リアス海岸の典型的な景観を呈している。	14 国 — 公 — 私 —
戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字 寺浜、戸倉字原、戸倉字藤浜及び 戸倉字若宮の各一部	大規模な海食崖と周辺岩礁が、崖上のクロマツ林やタブノ キ林とあいまって優れた風致を呈している。半島先端に位置 する神割崎は、大規模な節理面が向かい合った状態で波食を 被っており鑑賞対象として重要であるほか、周囲のクロマツ 林が特定植物群落に指定され、学術的な価値も高く、優れた 風致の維持を図る必要性の高い地域である。	76 国 — 公 — 私 —
走ヶ崎・貢 尻島	宮城県石巻市 雄勝町名振及び尾崎の各一部	追波湾と名振湾の間に位置し、海食崖が発達している。特 に貢尻島はタブノキなどの暖地性常緑樹の原生林が残って いることから特定植物群落に指定され、学術的な価値も高 く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	11 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 565 林班の一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町桑浜及び雄勝町船越の各一部	連続した比高30m～60m程の海食崖、岩礁とアカマツ、クロマツを主体とした自然植生があいまってリアス海岸の典型的な風致を呈しており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	104 国 — 公 — 私 —
牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 511 林班、512 林班、522 林班、524 林班及び532 林班の各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小湊浜、泊浜、新山浜、谷川浜、福貴浦及び寄磯浜の各一部	アカマツを主体とした高木層とマサキ、トベラなどの低木層が、大規模に発達した海食崖とあいまって優れた風致を呈している。特に山王島の暖地性植物群落、牧の崎のモミ・スギ林及び桂島のタブノキ林は特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	583 国 — 公 — 私 —
金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班から 509 林班までの各一部	牡鹿半島の東側に位置しある島で、アカマツを主体とした植生である。島の東部には千畳敷、仙人沢など重要な鑑賞対象があり、節理、岩脈など花崗岩に付随した多彩な地質現象が見られるなど、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	355 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
砥面島・佐度島	宮城県石巻市 田代浜及び長渡浜の各一部(並びに地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	田代島・網地島に隣接する無人島で、マサキ、トベラを主体とした植生である。ウミネコなど海鳥の繁殖地となっており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	5 国 — 公 — 私 —
唐桑半島	宮城県気仙沼市 唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町小長根、唐桑町崎浜及び唐桑町中の各一部(地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	起伏の少ない段丘地形が発達し、海岸部には大小様々な入江や岩礁が数多くあり優れた風致を呈している。	71 国 — 公 — 私 —
気仙沼大島	宮城県気仙沼市 大前見島、唐島及び小前見島の全部並びに横沼の一部(気仙沼大島の一部並びに付近の島嶼及び岩礁を含む。)	本公園内の唯一の有人島である気仙沼大島の南端部並びに周辺の島々及び戸倉磯、白大丸、黒大丸、円磯等の岩礁で、海食崖、砂浜等変化に富んだ優れた風致を呈している。	35 国 — 公 — 私 —
本吉海岸	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班の一部	お伊勢崎、明神崎、今朝磯周辺に点在する岩礁で、周辺の浅海域はコクガンの重要な渡来地となっているなど、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	1 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
出島半島・ 出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島、尾浦及び塚浜の各一部	御前湾側を中心に海食崖が発達し、出島周辺の多数の岩礁とアカマツを主体とした植生があいまってリアス海岸の典型的な風致を呈している。出島に点在するタブノキ林は特定植物群落に指定されており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	88 国 — 公 — 私 —
歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑及び歌津字寄木の各一部	海食崖が発達し海岸段丘上のアカマツ、クロマツを主体とした自然植生とあいまって、優れた風致を呈している。歌津館崎の海食崖からは魚竜の化石が産出し、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	108 国 — 公 — 私 —
荒島	宮城県本吉郡南三陸町 志津川字大森の一部	志津川湾内の北部に位置し、タブノキの原生林と古くから祀られている荒島神社の文化景観があいまって優れた風致を呈している。タブノキ林内には暖地性植物であるミヤマシキミが群生しており、学術的な価値も高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地域である。	2 国 — 公 — 私 —
合 計			2,279 国 — 公 — 私 —

(ウ) 第2種特別地域

次の地区を第2種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	145 〔 国 36 公 4 私 105 〕
	三戸郡階上町 大字道仏の一部	4 〔 国 0 公 1 私 3 〕
	小 計	149 〔 国 36 公 5 私 108 〕
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署1林班、20林班及び21林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 宮古市 大字音部、大字重茂、鉾ヶ崎、大字崎鉾ヶ崎、大字崎山、田老字青砂里、田老字青野滝北、田老字青野滝南、田老字乙部野、田老字重津部、田老字重津部北、田老字檜内、田老字越田、田老字下撰待、田老字西向山、田老字水沢、田老字水沢南、田老字向新田、田老字向山及び田老字和野の各一部	1,021 〔 国 — 公 — 私 — 〕
	大船渡市 末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	232 〔 国 — 公 — 私 — 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 97 林班及び 179 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部	174 国 — 公 — 私 —
	久慈市 長内町及び侍浜町の各一部	
	陸前高田市 小友町、気仙町、高田町、広田町及び米崎町の各一 部	164 国 — 公 — 私 —
	釜石市 甲子町、釜石町、唐丹町、箱崎町、大字平田及び両 石町の各一部	1,144 国 — 公 — 私 —
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	211 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先 岩礁の全部	1,457 国 — 公 — 私 —
	下閉伊郡山田町 飯岡、織笠及び船越の各一部	
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 575 林班、578 林班及び 579 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部	135 国 — 公 — 私 —
下閉伊郡岩泉町 小本の一部		
下閉伊郡田野畑村 明戸、北山、切牛、島越、机、真木沢、松前沢、羅 賀及び和野の各一部	201 国 — 公 — 私 —	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白井、字銅屋、字野 胡桃、字馬場野、字明神及び字和野山の各一部	222 国 — 公 — 私 —
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	30 国 — 公 — 私 —
	小 計	4,991 国 1645 公 990 私 2,356
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署石 502 林班から 509 林班 まで、510 林班から 512 林班まで、515 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 林班及び 528 林班から 532 林班まで、557 林班、565 林班、570 林班及び 571 林班の各一部 宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、 雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越、 雄勝町分浜、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小積 浜、小淵浜、鮫浦、田代浜、泊浜、新山浜、長渡浜、 前網浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	1,900 国 — 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮城県	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班及び 353 林班の各一部 気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町川原、本吉町九多丸、本吉町小金沢、本吉町小浜、本吉町中島、本吉町日門及び本吉町谷地の全部並びに磯草、大初平、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町馬場、唐桑町松圃、外畑、外浜、長崎、中山、波路上、廻館、三作浜、本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町午王野沢、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島、本吉町道外及び横沼の各一部	442 国 — 公 — 私 —
	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	57 国 — 公 — 私 —
	宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 536 林班及び 537 林班の各一部 宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、出島、尾浦、大石原浜、桐ヶ崎、小乗浜、指ヶ浜、高白浜、竹浦、塚浜、野々浜及び横浦の各一部	654 国 — 公 — 私 —
	宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字小細谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字樋の口、歌津字平棚、歌津字森畑、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字寺浜、戸倉字下道、戸倉字長清水、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	303 国 — 公 — 私 —



都道府県名	区 域	面積 (ha)
	小 計	3,356 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 国 公 私 </div> <div style="margin-left: 10px;"> — — — </div> </div>
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)		
	合 計	8,496 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"> 国 公 私 </div> <div style="margin-left: 10px;"> — — — </div> </div>

(表7：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)	
大須賀海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、草原、広大な砂浜海岸、クロマツ林等の多様な環境に、岩礁性、砂丘性、塩沼地性の植生が発達し、変化に富んだ良好な景観が形成されている。遊歩道や園地が整備され、風景探勝や自然観察等の利用も盛んであり、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地区である。		111
			国	21
			公	3
			私	87
種差海岸	青森県八戸市 大字鮫町の一部	岩礁海岸、砂浜海岸、及びシバ草原の後背地からなり、集団施設地区を含む。岩礁及び砂浜においては、海岸植生が見られるとともに、大久喜漁港地先の弁天島はウミネコの集団繁殖地になっており、良好な風致を維持する必要性の高い地区である。		34
			国	15
			公	1
			私	18
小舟渡	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	芝生に覆われた小高い丘と岩礁海岸及び発達した海岸植生が良好な風致を呈している。広大な太平洋を望むことができ、駐車場、園地、遊歩道等の施設が整備されていることから、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域である。		4
			国	0
			公	1
			私	3

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
侍浜海岸	岩手県久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 97 林班及び 179 林班の各一部並び にこれらの地域の地先海岸、地先 島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県久慈市 侍浜町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	アカマツ主体の植生と岩礁、段丘崖の続く海岸地形が良好 な景観を呈している。北侍浜地区には国民宿舎、野営場等の 施設が整備されており、公園利用上重要な地区である。	103 国 — 公 — 私 —
小袖海岸	岩手県久慈市 長内町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	断崖が連なる一帯で、荒々しい岩礁のなかに、つりがね洞、 かぶと岩等の奇岩があり、良好な風致を呈している。	71 国 — 公 — 私 —
野田・普代 海岸	岩手県下閉伊郡普代村 字宇留部、字黒崎、字下村、字白 井、字銅屋、字野胡桃、字馬場野、 字明神及び宇和野山の各一部 岩手県九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部 （これらの地域の地先海岸、地先 島嶼及び地先岩礁を含む。）	高さ 30～80m の断崖と崖縁部のアカマツ等の植生が 良好な風致を呈している。黒崎地区には普代集団施設地区が あるほか、普代浜には本公園では数少ない砂浜が広がり野営 場として利用されている。	252 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
北山崎内陸部	岩手県下閉伊郡田野畑村 北山の一部	北山崎海岸の後背地で、園地等海岸の利用者のための施設が整備されている。特別保護地区への入口部として良好な風致を呈している。	32 国 — 公 — 私 —
明戸・平井賀	岩手県下閉伊郡田野畑村 明戸、島越、机、槇木沢、松前沢、羅賀及び和野の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	弁天崎の西方から島越海水浴場までの断崖部を中心とした地区で、明戸浜には平地にアカマツ林が広がっている。島越湾には北山崎海岸を探勝する観光船が発着している。	74 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
鶉ノ巣・小本・田老海岸	<p>岩手県宮古市</p> <p>田老字青砂里、字青野滝北、田老字青野滝南、田老字乙部野、田老字重津部北、田老字越田、田老字下撰侍、田老字水沢、田老字水沢南、田老字向新田及び田老字和野の各一部</p> <p>岩手県下閉伊郡岩泉町内</p> <p>国有林三陸北部森林管理署</p> <p>575 林班、578 林班及び 579 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部</p> <p>岩手県下閉伊郡岩泉町</p> <p>小本の一部</p> <p>岩手県下閉伊郡田野畑村</p> <p>切牛及び槇木沢の各一部（これらの地域のうち、国有林以外の地域については、地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）</p>	<p>島越漁港から田老集団施設地区に至る海岸線で、断崖、岩礁、海食洞等の海食地形が良好な風致を呈している。高さ 150 m に及ぶ豪壮な断崖が連続する鶉ノ巣断崖はウミウ、ハヤブサ等の海鳥の繁殖地としても重要である。水尻崎、龍甲岩、明神崎等は本公園の展望地や船上からの鑑賞対象となっている。</p>	<p>452</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
宮古東北部	岩手県宮古市 鍬ヶ崎、大字崎鍬ヶ崎、大字崎山、 田老字檜内、田老字西向山及び田 老字向山の各一部（これらの地域 の地先海岸、地先島嶼及び地先岩 礁を含む。）の各一部	田老港南岸から浄土ヶ浜に至る海岸線で、断崖と砂浜が混 在する。姉ヶ崎周辺は海食洞等の海食地形が発達しており、 段丘上には宮古姉ヶ崎集団施設地区がある。また、本公園随 一の利用拠点である浄土ヶ浜集団施設地区がある。	174 国 — 公 — 私 —
重茂半島	岩手県宮古市内 国有林宮古宮林署 1 林班、20 林班及び 21 林班の各一 部並びにこれらの地域の地先海 岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県宮古市 大字音部及び大字重茂の各一部 （地先海岸、地先島嶼及び地先岩 礁を含む。）	重茂半島沿岸で、ミズナラ等の自然植生が比較的よく残さ れ、特にとど山周辺にはブナの優占する林も見られる。	625 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
山田湾	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 岩手県下閉伊郡山田町 飯岡の一部（オランダ島の全部及び付近の岩礁） 織笠の一部（小島の全部及び付近の岩礁） 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	川代地区南方から仮宿崎に至る、山田湾に面した沿岸部及びオランダ島等の島々で、良好な海岸景観を呈している。オランダ島は海水浴場として利用されている。	363 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
船越半島内 陸部	岩手県下閉伊郡山田町内 国有林三陸北部森林管理署 26 林班の全部並びに 24 林班、25 林班及び 27 林班から 31 林班まで の各一部並びにこれらの地域の地 先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の 全部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼 及び地先岩礁を含む。）	船越半島東よりにある霞露ヶ岳及び多々羅山の各東麓で ある。霞露ヶ岳周辺にはイヌシデ及びアカマツの自然林が残 っており、特定植物群落に指定されている。	857 国 — 公 — 私 —
船越湾・吉 里吉里	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部 岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（これらの地域の地先 海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含 む。）	船越湾に面した沿岸及び吉里吉里の海岸部で、四十八坂、 波板海岸等から良好な海岸景観を鑑賞できる。	448 国 — 公 — 私 —
カモメ森 山・御箱崎	岩手県釜石市 釜石町、箱崎町及び両石町の各一 部（地域の地先海岸、地先島嶼及 び地先岩礁を含む。）	大槌湾と両石湾にはさまれた地区で、起伏に富んだ地形と アカマツ主体の植生が良好な海岸景観を呈している。御箱崎 には千畳敷の岩礁景観が見られる。	717 国 — 公 — 私 —



名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
尾崎半島	岩手県釜石市 甲子町、唐丹町及び大字平田の各一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	リアス海岸の特徴である岩礁の連続する海岸景観を呈している。半島北部には東北自然歩道が整備されているほか、伝説を有する尾崎神社等がある。	398 国 — 公 — 私 —
死骨崎	岩手県釜石市 唐丹町の一部 岩手県大船渡市 吉浜の一部（これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	大小の島々が点在しており、多島海の海岸景観を呈している。ツバキ、アカマツ等の群落が一部に成立している。	39 国 — 公 — 私 —
首崎	岩手県大船渡市 越喜来の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	越喜来半島の先端部で巨大な岩峰が海岸景観の特色となっている。	36 国 — 公 — 私 —
脚岬	岩手県大船渡市 綾里の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	越喜来湾と綾里湾の間に突き出た脚岬の先端部分で、山中にはニホンジカが生息している。	55 国 — 公 — 私 —
綾里崎	岩手県大船渡市 綾里の一部（地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	綾里崎の先端部で、荒々しい断崖の連続する良好な海岸景観を呈している。	88 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
碁石海岸	岩手県大船渡市 末崎町の一部（地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	碁石海岸から蛇ヶ崎にかけての海岸部で、断崖が続く一方、小島、岩礁等が多数点在し、変化に富んだ海岸景観を呈している。地区の中心部に碁石海岸集団施設地区がある。	40 国 — 公 — 私 —
広田半島	岩手県大船渡市 末崎町の一部 岩手県陸前高田市 小友町及び広田町の各一部（これ らの地域の地先海岸、地先島嶼及 び地先岩礁を含む。）	広田半島の釜ヶ崎から大入崎にかけての海岸部で、鶺ノ巣崎、黒崎、刈田崎、広田崎等の多数の岬を有するほか、長磯岩、黒磯岩等の岩礁が点在している。	99 国 — 公 — 私 —
高田松原	岩手県陸前高田市 気仙町、高田町及び米崎町の各一 部（地域の地先海岸、地先島嶼及 び地先岩礁を含む。）	白砂とクロマツ植林の広がる高田松原及びその東方に突き出た米ヶ崎周辺の地域で、高田松原は典型的な白砂青松の風致として国の名勝となっているほか海水浴場として利用されている。	68 国 — 公 — 私 —
戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字小細谷の全部並びに戸倉字 太田、戸倉字合羽沢、戸倉字寺浜、 戸倉字下道及び戸倉字長清水の各 一部	志津川湾と追波湾の間に位置し、海食崖が発達し海岸段丘上のアカマツ、クロマツを主体とした自然植生とあいまって、良好な風致を呈している。半島先端の神割崎は野営場、駐車場、展望台等の施設が整備され集団施設地区を含む。また、白浜、月浜からは八景島や北上川河口の展望に優れ、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域である	253 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
名振・雄勝 半島・波板	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 557 林班、565 林班、570 林班及び 571 林班の各一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町 桑浜、雄勝町名振、雄勝町船越及 び雄勝町分浜の各一部	大規模な海食崖が発達し、周辺にはコハマギク、トベラ、 クロマツの自然植生が見られ、海岸部と後背の小富士山の山 体と一体となって良好な風致を呈している。八景島や貢尻島 の展望に優れ、良好な風致の維持とともに、適正な利用を図 る必要性の高い地域である。	356 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
牡鹿半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 510 林班から 512 林班まで、515 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 林班及び 528 林班から 532 林班までの各一部 宮城県石巻市 鮎川浜、大原浜、大谷川浜、狐崎浜、給分浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、泊浜、新山浜、前網浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部 宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 536 林班及び 537 林班の各一部 宮城県牡鹿郡女川町 飯子浜、尾浦、大石原浜、小乗浜、高白浜、塚浜、野々浜及び横浦の各一部	海岸部は海食崖が発達し、アカマツ林を中心とした植生が良好な風致を呈しており、清崎のアカマツ林は特定植物群落に指定されている。鮎川浜は金華山等周辺の島への定期船が発着しており、集団施設地区を含む。内陸部は牡鹿半島の中心を縦断するように牡鹿半島公園線道路（車道）事業（コバルトライン）が通り公園利用上重要な役割を果たしている。大六天山からはリアス海岸や江ノ島列島などの、御番所山周辺からは金華山や網地島などの眺望がそれぞれ優れている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域である。	1,411 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502林班から509林班までの各一部 宮城県石巻市 鮎川浜の一部	金華山の東部及び南部の海岸断崖上の緩斜面や金華山の中腹に位置し、大部分はアカマツ林やスギ林が占める林業施業地であるとともに、隣接する海食崖や海食棚と一体となって特異な風致を呈している。林業との調整を図りつつ、良好な風致を維持する必要性の高い地域である。	188 国 — 公 — 私 —
田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	岩石海岸と崖上の緩斜面や段丘面など変化に富んだ地形からなり、アカマツ、クロマツを主体とした植生が透明度の高い海と一体となって、優れた風致を呈している。特に三石崎は大規模な海食崖や外海の荒海からなる豪快な海岸景観が見られる。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域である。	47 国 — 公 — 私 —
網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜の各一部	島の大部分を占める海食崖や段丘面に、トベラ、コハマギクを主体とした植生からなる。また、渡波滅生崎や立ヶ崎は花崗岩の断崖と透明度の高い海と一体となって、優れた風致を呈しており、釜ヶ崎のタブノキ林は特定植物群落に指定されている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域である。	112 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
唐桑半島	宮城県気仙沼市 唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町馬場及び唐桑町松圃の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	起伏の少ない段丘地形で、アカマツ植林が植生の主体となっている。半島先端には唐桑御崎集団施設地区がある。	119 国 — 公 — 私 —
気仙沼大島東岸	岩手県気仙沼市 字磯草、字大初平、字亀山、字外畑、字外浜、字長崎、字中山、字波路上、字廻館、字三作浜及び字横沼の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	大島の東岸一帯で、特異な砂丘である十八鳴浜のほか、小田の浜、田中浜がある。マツではクロマツ、アカマツ両種が生育している。北部には利用拠点の気仙沼大島集団施設地区がある。	171 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
本吉海岸	宮城県気仙沼市内 国有林宮城北部森林管理署 346 林班及び353 林班の各一部 宮城県気仙沼市 本吉町赤牛、本吉町川原、本吉町 九多丸、本吉町小金沢、本吉町小 浜、本吉町中島、本吉町日門及び 本吉町谷地の全部並びに本吉町天 ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、 本吉町沖の田、本吉町蔵内、本吉 町今朝磯、本吉町野々下、本吉町 前浜、本吉町三島及び本吉町道外 の各一部	砂浜、礫浜、海食崖など変化に富んだ地形からなり、クロ マツを主体とした植生が良好な風致を呈している。小泉海 岸、大谷海岸、お伊勢浜などは海水浴利用が盛んであり、大 谷海岸のハマナス・ニッコウキスゲ群落は特定植物群落に指 定されている。良好な風致の維持とともに、適正な利用を図 る必要性の高い地域である。	139 国 — 公 — 私 —
田束山	宮城県気仙沼市 本吉町午王野沢の一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津字樋の口の一部	山頂周辺はツツジ群生が見られ、駐車場、展望台、遊歩道 等の施設が整備されている。歌津半島及び戸倉半島などのリ アス海岸や、気仙沼大島、金華山などの展望に優れ、良好な 風致の維持とともに、適正な利用を図る必要性の高い地域で ある。	25 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
津山	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	モミ、カヤ、イヌシデ、イヌブナを主体とした自然林と横山不動尊及び柳津虚空蔵尊などの文化景観があいまって良好な風致を呈している。横山不動尊のウグイ生息地は学術的な価値も高く、良好な風致を維持する必要性の高い地域である。	57 国 — 公 — 私 —
出島半島・ 出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島、桐ヶ崎、指ヶ浜及び竹浦の各一部	沿岸部は海食崖が連なり、マサキ、トベラなどの植生が発達して海の直前まで迫り、良好な風致を呈している。出島の山地部はスギ、アカマツ、コナラを主体とする植生の中にモミが点在し、特徴的な森林となっている。良好な風致を維持する必要性の高い地域である。	277 国 — 公 — 私 —
歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字長柴、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字平棚、歌津字森畑、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	海成段丘面と、クロマツ、アカマツ等が主体となる植生からなり、隣接する海食崖や岩礁と一体的な風致を呈しており、良好な風致を維持する必要性の高い地域である。	201 国 — 公 — 私 —
		合 計	8,496 国 — 公 — 私 —



(エ) 第3種特別地域

次の地区を第3種特別地域とする。

ただし、岩手県及び宮城県においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人為により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域及び評価の見直しを行うこととする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	38 国 12 公 0 私 26
	三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、大字鳥屋部、大字晴山沢の各一部	2,118 国 15 公 29 私 2,074
	小 計	2,156 国 27 公 29 私 2,100
岩手県	宮古市内 国有林三陸北部森林管理署1林班の一部 宮古市 大字重茂及び田老字和野の各一部	541 国 — 公 — 私 —
	大船渡市 赤崎町、末崎町、三陸町越喜来、三陸町吉浜及び三陸町綾里の各一部	1,401 国 — 公 — 私 —
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署94林班から97林班までの各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁の全部 久慈市 侍浜町の一部	290 国 — 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	釜石市 甲子町、唐丹町及び箱崎町の各一部	345 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	74 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	下閉伊郡山田町 船越の一部	283 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	下閉伊郡田野畑村 北山及び机の各一部	57 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	下閉伊郡普代村 字黒崎及び字下村の各一部	51 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部	114 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	小 計	3,156 〔 国 372 〕 〔 公 998 〕 〔 私 1,786 〕

都道府県名	区 域	面積 (ha)
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 514 林班、517 林班、523 林班、526 林班、527 林班、558 林班、566 林班から 568 林班まで及び 574 林班の全部並びに 507 林班、510 林班から 512 林班まで、515 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 林班、528 林班から 531 林班まで、557 林班、565 林班、570 林班及びおよび 571 林班の各一部	
	宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑浜、雄勝町名振雄勝町船越、雄勝町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、田代浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部	5,661 国 — 公 — 私 —
	気仙沼市 本吉町後田、本吉町下宿、本吉町菅の沢及び本吉町二十一浜の全部並びに磯草、大初平、亀山、唐桑町欠浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、外畑、外浜、長崎、中山、廻館、三作浜、本吉町天ヶ沢、本吉町泉沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉町字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町午王野沢、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島、本吉町道外、本吉町蕨野及び横沼の各一部	666 国 — 公 — 私 —
宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	757 国 — 公 — 私 —	

都道府県名	区 域	面積 (ha)						
	宮城県牡鹿郡女川町内 国有林宮城北部森林管理署 535 林班の全部並びに 536 林班の一部	1,029						
	宮城県牡鹿郡女川町 石浜、出島、江島、尾浦、御前浜、桐ヶ崎及び竹浦 の各一部	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
	国	—						
公	—							
私	—							
宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字 名足、歌津字馬場、歌津字払川、戸倉字坂本、戸倉 字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉、戸倉字波伝谷、 志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜及び 志津川字深田の全部並びに歌津字石浜、歌津字大 磯、歌津字大森、歌津字砂浜、歌津字田の頭、歌津 字田茂川、歌津字町向、歌津字樋の口、歌津字松崎、 歌津字寄木、戸倉字太田、戸倉字合羽沢、戸倉字近 東、戸倉字長清水、戸倉字底土、戸倉字原、戸倉字 藤浜、戸倉字若宮、志津川字蒲の沢及び志津川字権 現の各一部	1,260							
	小 計	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							
(これらの地域のうち、国有林以外の地域については地先海岸、地 先島嶼及び地先岩礁を含む。)								
	合 計	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—							
公	—							
私	—							
		14,685						

(表9：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
館越	青森県八戸市 大字鮫町の一部	大須賀海岸等から眺望される位置にあるクロマツ林を主体とした地区であり、遊歩道に隣接している。白浜、深久保漁港間の優れた岩礁地の背後に続く風景として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	7 国 3 公 0 私 4
金浜海岸	青森県八戸市 大字金浜及び大字鮫町の各一部	砂浜や岩礁、海食崖が、ハマナスやニッコウキスゲ等の海浜性、岩礁性の海岸植生と一体的な風致を呈しており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	31 国 9 公 0 私 22
榊平海岸	青森県三戸郡階上町 大字道仏の一部	岩礁や砂浜などの地形に岩礁性、海浜性の海岸植生が発達している。また、岩礁海岸内の塩性湿地には、オオシバナ、ヒメキンポウゲ等が生育する特殊な植生が形成されており、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	27 国 15 公 6 私 6
階上岳	青森県三戸郡階上町 大字赤保内、大字田代、大字道仏、 大字鳥屋部、大字晴山沢及び大字 平内の各一部	ミズナラ、コナラ、シラカンバ他人工林を含む地区である。大開平等の高標高部に群生する天然のヤマツツジが、八甲田連峰、太平洋等の眺望と一体的な風致を呈している。また、寺下観音園地は、観音堂や潮山神社等の文化景観と周辺の自然景観が織りなす風景の探勝の場として重要であり、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	2,091 国 0 公 23 私 2,068

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
久慈向町	岩手県久慈市 侍浜町の一部	国民宿舎等が整備されている北侍浜の後背地にあたる。アカマツ群落及び畑作地が植生の主体となっている。	26 国 — 公 — 私 —
三崎内陸部	岩手県久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班から 97 林班までの各一部 並びにこれらの地域の地先海岸、 地先島嶼及び地先岩礁の全部	海岸部と内陸部集落地との間にある地区で、アカマツの自然林及び人工林が植生の主体である。	264 国 — 公 — 私 —
十府ヶ浦・玉川	岩手県九戸郡野田村 大字玉川及び大字野田の各一部 (地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)	十府ヶ浦はアカマツ林を伴う砂浜である。玉川には野営場等の施設が整備されている。ともに集落が接している。	114 国 — 公 — 私 —
普代羅賀線 沿線	岩手県下閉伊郡田野畑村 北山及び机の各一部 岩手県下閉伊郡普代村 字黒崎及び字下村の各一部	普代集団施設地区、北山崎等の利用拠点を通る主要な公園利用動線である普代羅賀線車道の沿線で、一部に畑作地、人家等も点在する。	108 国 — 公 — 私 —
真崎入口部	岩手県宮古市 田老字和野の一部	田老集団施設地区の北側入口部にあたり、ヒノキ植林が植生の主体である。畑作地や漁業施設が点在する。	8 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
月山	岩手県宮古市内 国有林三陸北部森林管理署 1 林班の一部 岩手県宮古市 大字重茂の一部	月山山頂及びその周辺部で、クリーミズナラ群落やアカマツ植林が植生の主体である。海岸景観の展望地として重要である。	533 国 — 公 — 私 —
霞露ヶ岳西麓	岩手県下閉伊郡山田町 船越の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	霞露ヶ浜から山田湾側の山麓部で、イヌシデ、アカシデ、コナラ等が植生の主体である。	283 国 — 公 — 私 —
筋山	岩手県上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	大槌湾を一望できる丘陵地で、アカマツ植林が植生の主体である。	74 国 — 公 — 私 —
カモメ森山西麓	岩手県釜石市 大字箱崎町の一部	起伏に富んだ斜面にミズナラの二次林等がありカモシカ等の動物が生息している。	234 国 — 公 — 私 —
唐丹湾北岸	岩手県釜石市 甲子町及び唐丹町の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	唐丹湾の北岸にあり、湾内の海岸景観を一望できる。	56 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
物見山麓	岩手県釜石市 唐丹町の一部 岩手県大船渡市 三陸町吉浜の各一部（これら地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	唐丹湾及び吉浜湾に挟まれた地区で、物見山頂からは両湾の海岸景観を觀賞できる。	203 国 — 公 — 私 —
越喜来半島	岩手県大船渡市 三陸町越喜来の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	吉浜湾及び越喜来湾に挟まれた地区で、クレーミズナラ群落やアカマツ、スギ等の植林が植生の主体である。	320 国 — 公 — 私 —
脚岬中央部	岩手県大船渡市 三陸町綾里の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	越喜来湾及び綾里湾に挟まれた地区で、アカマツ植林が植生の主体であり、カモシカも生息している。	232 国 — 公 — 私 —
綾里岬中央部	岩手県大船渡市 三陸町綾里の一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	綾里湾の南方に位置し、気象庁の大気環境観測所や放牧地を含む地区である。	481 国 — 公 — 私 —
路・長崎	岩手県大船渡市 赤崎町及び三陸町綾里の各一部（地先の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	大船渡市内の岩礁地帯で、アカマツ群落が植生の主体である。	87 国 — 公 — 私 —



名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
末崎半島北 東部	岩手県大船渡市 末崎町の一部（地先海岸、地先島 嶼及び地先岩礁を含む。）	大船渡湾の湾口南岸の海岸域及び基石海岸の背後地で、畑 作地やヒノキ植林が植生の主体である。	133 国 — 公 — 私 —
戸倉半島	宮城県石巻市 北上町十三浜の一部 宮城県本吉郡南三陸町 戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字 津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波 伝谷の全部並びに戸倉字太田、戸 倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字 長清水、戸倉字底土、戸倉字原、 戸倉字藤浜及び戸倉字若宮の各一 部	女保呂羽山の東側山麓であり、コナラ二次林を主体としてア カマツ、スギ植林が点在する。第1種特別地域および第2種 特別地域の海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の 維持を図る必要性の高い地域である。	1,185 国 — 公 — 私 —
北上川河 口・名振	宮城県石巻市 雄勝町名振、尾崎及び長面の各一 部	北上川河口と走ヶ崎後背の斜面であり、それぞれ砂浜植生 とコナラ二次林が主体である。北上川とリアス海岸が織りな す特徴的な海岸風景として、風致の維持を図る必要性の高い 地域である。	184 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
雄勝半島	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 558 林班、566 林班から 568 林班ま で及び 574 林班の全部並びに 557 林班、559 林班、565 林班及び 569 林班から 571 林班までの各一部 宮城県石巻市 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町 桑浜、雄勝町船越及び雄勝町分浜 の各一部	雄勝半島の中心に位置し小富士山を中心とした山体であ る。コナラ二次林、スギ植林を主体とし、モミ自然林が点在 する。小富士山は裾野を広げた容姿が美しく、海岸部から連 続して良好な風致を呈している。第1種特別地域及び第2種 特別地域の海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の 維持を図る必要性の高い地域である。	803 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)						
牡鹿半島	<p>宮城県石巻市内            国有林宮城北部森林管理署            514 林班、517 林班、523 林班、526 林班及び 527 林班の全部並びに 510 林班から 512 林班まで、515 林班、516 林班、518 林班から 522 林班まで、524 林班、525 林班及び 528 林班から 531 林班までの各一部</p> <p>宮城県石巻市            鮎川浜、大原浜、大谷川浜、狐崎浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小渕浜、鮫浦、清水田浜、竹浜、月浦、泊浜、新山浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川浜及び寄磯浜の各一部</p> <p>宮城県牡鹿郡女川町内            国有林宮城北部森林管理署            535 林班の全部並びに 536 林班の各一部</p>	<p>牡鹿半島内陸部でありアカマツ、スギ植林及びクリーコナラ群落を主体とした広大な森林からなる。駒ヶ峯周辺はまとまったモミ林が見られ、特定植物群落に指定されている。リアス海岸を構成する代表的な半島で、周辺からの主要な眺望対象でもあり、林業との調整を図りつつ、風致の維持を図る必要性の高い地域である。</p>	<p>4,622</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
金華山	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 507 林班の一部 宮城県石巻市 鮎川浜の一部	黄金山神社及び周辺に位置し、クロマツ植林、モミ及びタブノキの自然林などからなる。自然景観と、それと一体となった文化景観が織りなす風致の探勝の場として重要であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	21 国 — 公 — 私 —
田代島	宮城県石巻市 田代浜の一部	田代島の内陸西部に位置し、アカマツ、スギ植林、ススキが主体であり、一部にタブノキやケヤキの自然林が見られる。牡鹿半島からの主要な眺望対象であり、海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	163 国 — 公 — 私 —
唐桑半島内陸部	宮城県気仙沼市 唐桑町次浜、唐桑町神の倉、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町中井、唐桑町馬場及び唐桑町松圃の各一部	唐桑半島の内陸部で、半島東岸の景勝地及び唐桑御崎集団施設地区への入口部にあたり、畑作地、人家等が点在する。	241 国 — 公 — 私 —
気仙沼大島	宮城県気仙沼市 字磯草、字大初平、字亀山、字外畑、字外浜、字長崎、字中山、字廻館、字三作浜及び字横沼の各一部（地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。）	気仙沼大島北岸地域及び東海岸の後背地で、気仙沼湾等の主要展望地である亀山を含む地区である。	295 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
網地島	宮城県石巻市 網地浜及び長渡浜の各一部	網地島の中央部に位置し、アカマツが主体であり一部にタブノキやケヤキの自然林が見られる。牡鹿半島からの主要な眺望対象であり、海食崖の背後に続く地域として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	266 国 — 公 — 私 —
本吉海岸	宮城県気仙沼市 本吉町後田、本吉町下宿、本吉町菅の沢及び本吉町二十一浜の全部並びに本吉町天ヶ沢、本吉町歌生、本吉町大谷、本吉字沖の田、本吉町蔵内、本吉町今朝磯、本吉町野々下、本吉町前浜、本吉町三島及び本吉町道外の各一部	海成段丘面の後背部および河口に位置し、主に耕作地、植林地からなる。海岸の背後に続く地域であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	98 国 — 公 — 私 —
田束山	宮城県気仙沼市 本吉町泉沢、本吉町午王野沢及び本吉町蕨野の一部 宮城県本吉郡南三陸町 歌津字弘川の全部並びに歌津字樋の口の一部	田束山の山頂周辺に位置し、牧草草原、スギ植林及び落葉広葉樹林を含む地域である。古くから修験が行われていた山であり、経塚などの遺構も見られる。修験者が利用した道が自然観察路として整備されており、自然探勝の場として重要である。	125 国 — 公 — 私 —
津山	宮城県登米市 津山町柳津及び津山町横山の各一部	横山不動尊及び柳津虚空蔵尊の周辺に位置し、スギ植林及びコナラが点在している。自然景観と、それと一体となった文化景観が織りなす風致の探勝の場として重要であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	757 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
出島半島	宮城県牡鹿郡女川町 石浜、尾浦、御前浜、桐ヶ崎及び 竹浦の各一部	出島半島の山域に位置し、スギ、ヒノキ及びサワラ植林に クリ、コナラ群落が混在している。海食崖の背後に続く地域 として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	251 国 — 公 — 私 —
出島	宮城県牡鹿郡女川町 出島の一部	出島の内陸地に位置し、スギ、ヒノキ及びサワラの植林に クリ、コナラ群落が混在している。海食崖の背後に続く地域 として、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	79 国 — 公 — 私 —
江ノ島	宮城県牡鹿郡女川町 江島の一部	江ノ島の中心に位置し、海岸線の海食崖、周辺島嶼、リア ス海岸の眺望に優れている。漁村集落の後背部であり、一体 的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	13 国 — 公 — 私 —

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
歌津半島	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字北の沢、歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜及び志津川字深田の全部並びに歌津字石浜、歌津字大磯、歌津字大森、歌津字砂浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字寄木、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の各一部	アカマツ林、広葉樹二次林及びスギ植林を含む地域である。海食崖の背後に位置する段丘面や山麓緩斜面であり、一体的に風致の維持を図る必要性の高い地域である。	270 国 — 公 — 私 —
		合 計	14,685 国 — 公 — 私 —

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表 10：海域公園地区表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
気仙沼海域公園地区 1号	宮城県気仙沼市字三作浜地先	小前見島及び大前見島の西側に位置する海域は、ホンダワラ・アオサ等の海藻からなる、陸上の原生林にも類似した海中景観が形成されており、また、海水の透明度が高いため、これらの海中景観をグラスボート等により観賞することに適している。	9.6
気仙沼海域公園地区 2号	宮城県気仙沼市字三作浜地先	小前見島及び大前見島の西側に位置する海域は、ホンダワラ・アオサ等の海藻からなる、陸上の原生林にも類似した海中景観が形成されており、また、海水の透明度が高いため、これらの海中景観をグラスボート等により観賞することに適している。	7.6
気仙沼海域公園地区 3号	宮城県気仙沼市字小長根地先	潮間帯から水深 15m 付近にかけて、ツノマタワツナギソウ、ソゾ類、無節石灰藻マツモ、シオグサ類、ワカメ、ヒジキ、ホソメコンブ、スガモ等の多様な海藻類が生育している。ワカメ、ホソメコンブ、スガモは林生しており、海中林の景観が形成されている。海中林はアイナメ、カサゴ等の魚類の生息地となっており、また、ワカメ等が生育しない深部の岩上にはウニ、マボヤ、アワビ、ウノアシ等の海洋生物が生息している。	6.2
合 計			23.4



ウ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、東日本大震災で生じた津波や地盤沈下により地形や植生が大きく変化した場所もあり、その後も自然の営みや人により、さらなる変化の途上にあることから、将来的に、地形、植生、土地利用等の変化の状況に応じて区域の見直しを行うこととする。

(表 11：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
青森県	八戸市 大字鮫町の一部	48 〔 国 5 〕 公 8 私 35
	三戸郡階上町 大字道仏の一部	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2
	小 計	50 〔 国 5 〕 公 8 私 37
岩手県	宮古市 大字重茂及び大字崎楯ヶ崎の各一部	660 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	久慈市内 国有林三陸北部森林管理署久慈支署 94 林班の一部	17 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	上閉伊郡大槌町 大字吉里吉里の一部	1 〔 国 — 〕 公 — 私 —

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	下閉伊郡山田町 船越の一部	48 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	下閉伊郡岩泉町内 国有林三陸北部森林管理署 579 林班の一部 下閉伊郡岩泉町 小本の一部	26 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	下閉伊郡田野畑村 明戸、北山及び机の各一部	643 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	下閉伊郡普代村 字上の山、字太田名部、字上村、字黒崎、字下村、 字中山及び字和野山の各一部	478 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	九戸郡野田村 大字玉川の一部	2 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	小 計	1,875 〔 国 2 〕 公 502 私 1,371
宮城県	石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 519 林班の一部 石巻市 給分浜及び十八成浜の各一部	256 〔 国 — 〕 公 — 私 —
	気仙沼市 唐桑町欠浜、唐桑町北中、唐桑町小長根、唐桑町崎 浜、唐桑町宿浦、唐桑町津本、唐桑町中、唐桑町中 井、唐桑町馬場、唐桑町松圃、長崎及び横沼の各一 部	48 〔 国 0 〕 公 48 私 0

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	小 計	304 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
陸 域 合 計		2, 229 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
陸域公園区域の地先海面の一部		64, 500 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕
	合 計	66, 729 〔 国 ー 〕 〔 公 ー 〕 〔 私 ー 〕

エ 面積内訳

地域地区別土地所有面積及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 12：地域地区別土地所有面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園地区 ※	普通地域(海域) ※	合計 (海域) ※				
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域															
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	※	※	※				
青森県	土地所有別面積	0	0	0	16	1	51	36	5	108	27	29	2,100	5	8	37	84	43	2,296						
	地種区分別面積 (比率)				68 (0.2)			149 (0.5)			2,156 (7.6)														
	地域地区別面積 (比率)	0 (0.0)												2,373 (8.3)											
	地域別面積 (比率)	2,373 (8.3)												50 (0.2)			2,423 (8.5)								
岩手県	土地所有別面積	317	78	43	352	91	329	1,645	990	2,356	372	998	1,786	2	502	1,371	2,688	2,659	5,885						
	地種区分別面積 (比率)				772 (2.7)			4,991 (17.5)			3,156 (11.0)														
	地域地区別面積 (比率)	438 (1.5)												8,919 (31.3)											
	地域別面積 (比率)	9,357 (32.8)												1,875 (6.6)			11,232 (39.4)								
宮城県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (比率)				1,439 (5.0)			3,356 (11.8)			9,373 (32.8)														
	地域地区別面積 (比率)	410 (1.4)												14,168 (49.6)											
	地域別面積 (比率)	14,578 (51.1)												304 (1.1)			14,882 (52.1)								
合計県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (比率)				2,279 (8.0)			8,496 (29.8)			14,685 (51.5)														
	地域地区別面積 (比率)	848 (3.0)												25,460 (89.2)											
	地域別面積 (比率)	26,308 (92.2)												2,229 (7.8)			28,537 (100.0)			23.4 (0.1)	64,500 (99.9)	64,500 (100.0)			
合計(陸域・海域)																				93,037					

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

※※海域公園地区の面積と普通地域(海域)の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(表 13：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

市町村名	地域地区		特別地域					普通 (陸域)	合計 (陸域)	海域 公園 ※	普通 (海域) ※	合計 (海域) ※	合計 (陸・海)
			特保	第1種	第2種	第3種	小計						
青森県	八戸市		0	28	145	38	211	48	259				
	三戸郡	階上町	0	40	4	2,118	2,162	2	2,164				
	小計		0	68	149	2,156	2,373	50	2,423				
岩手県	宮古市		42	476	1,021	541	2,080	660	2,740				
	大船渡市		0	26	232	1,401	1,659	0	1,659				
	久慈市		0	120	174	290	584	17	601				
	陸前高田市		6	0	164	0	170	0	170				
	釜石市		37	0	1,144	345	1,526	0	1,526				
	上閉伊郡	大槌町	0	4	211	74	289	1	290				
	下閉伊郡	山田町	261	102	1,457	283	2,103	48	2,151				
		岩泉町	0	0	135	0	135	26	161				
		田野畑村	92	0	201	57	350	643	993				
	九戸郡	普代村	0	44	222	51	317	478	795				
野田村		0	0	30	114	144	2	146					
小計		438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232					
宮城県	石巻市		377	1,078	1,900	5,661	9,019	256	9,275				
	気仙沼市		0	107	442	666	1,215	48	1,263				
	登米市		0	0	57	757	814	0	814				
	牡鹿郡	女川町	26	106	654	1,029	1,815	0	1,815				
	本吉郡	南三陸町	7	145	303	1,260	1,715	0	1,715				
	小計		410	1,439	3,356	9,373	14,578	304	14,882				
合計			848	2,279	8,496	14,685	26,308	2,229	28,537	23.4	64,500	※※ 64,500	93,037

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

※※海域公園地区の面積と普通地域（海域）の面積の合計値の十の位を四捨五入したもの。

(2) 利用規制計画

利用規制計画は次のとおりである。

(表 14 : 利用規制計画表)

名称	利用の現況及び規制の必要性	規制の方法等	備考
浄土ヶ浜 (岩手県宮古市)	本地区には奥浄土ヶ浜の観賞及び集団施設地区内から発着する船舶運送施設の利用を目的とする利用者が夏期を中心にマイカーを利用して集中する。自然探勝に必要な静穏な環境を確保するため、奥浄土ヶ浜へ到達する車道へのマイカーの乗り入れを制限する。	集団施設地区中心部にある第1駐車場から奥浄土ヶ浜を経て県道浄土ヶ浜線に至る公園内道路について、利用者の集中する期間のマイカーの乗り入れを規制する。	昭和 52 年度より規制実施

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

##### ア 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表 15：保護施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	植生復元	宮城県石巻市（金華山）	金華山の植生を復元するための施設として整備する。

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 16：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考		
1	種差海岸	青森県八戸市大字鮫町の一部	<p>本地区は、広大なシバ草原が特徴の、本公園の北の玄関口となる主要な利用拠点であり、八戸市街地からも到達しやすい。</p> <p>シバ草原の探勝や海岸景観の鑑賞の利用拠点、東北太平洋岸自然歩道の中継地、自然の恵みと脅威を学ぶ場として整備を進める。</p>	種差海岸整備計画区	<p>シバ草原及び海岸景観を維持し快適な探勝利用を図るため、展望に適した場所には展望施設や園地を配置する。また、当該地域の利用案内、東北太平洋岸自然歩道に関する情報提供の場、自然の恵みを活かした地域固有の文化や自然の脅威を学ぶ場として案内所を整備するとともに、利用者の休憩に供する休憩所や滞在利用のための野営場を整備する。</p> <p>車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	14.9			
					面積計	国	公	私	
					8.9	1.0	5.0	14.9	



番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考					
2	宮古姉ヶ崎	岩手県宮古市大字崎 鉾ヶ崎及び大字崎山 の各一部	<p>本地区は、南北に細長い本公園の中央部に位置する宮古市内にあり、アカマツ、ミズナラ等の自然植生がよく残された段丘上の樹林地と東日本大震災で浸水した中の浜からなる主要な利用拠点である。それらの植生とそこに生息する動物類、海岸で繁殖する海鳥類等、豊かな自然環境の中に滞在し自然を探勝する利用拠点として整備を進める。</p> <p>また、中の浜は被災した野営場の一部施設を活用し、自然の脅威を学ぶ場として整備を進める。</p>	中の浜整備計画区	<p>地区の西側に位置する計画区である。自然の脅威を学ぶ場とするため、東日本大震災により被災した野営場の一部施設を遺構として保存し、周囲を園地として整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	7.0	<p>一般計画 昭 47.10.18 決定 平 6.11.7 変更</p> <p>区域 昭 47.10.18 指定 平 6.11.7 変更</p> <p>詳細計画 昭 47.10.18 決定 平 6.11.7 変更</p>					
				姉ヶ崎整備計画区	<p>地区の東側に位置する計画区である。地区内に滞在し自然をじっくりと探勝するために必要な宿舎を、浄土ヶ浜からの風致上の支障にならないよう留意して整備する。また、自然情報等を提供する博物展示施設や駐車場を整備するとともに、多様な利用形態に対応するため芝生広場を整備する。また、災害時にも活用可能なオートキャンプ場を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	23.6						
				道路(歩道)	<p>地区内の各施設を連絡するとともに、海岸景観や四季の特徴ある動植物を觀賞するための歩道として整備する。</p>	-						
				面積計		<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>公</td> <td>私</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>30.6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">30.6</td> </tr> </table>	国	公	私	-	30.6	-
国	公	私										
-	30.6	-										
30.6												

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考			
3	浄土ヶ浜	岩手県宮古市鍬ヶ崎の一部	本地区は、本公園の中央部に位置し、宮古市街から到達しやすく、最も来訪者の多い利用拠点である。これらの特性を勘案し、誰もが手軽に自然探勝が行えるよう整備を進める。	浄土ヶ浜整備計画区	<p>自然探勝利用の促進を図るため、展望や休憩に適した場所には展望園地、休憩所等を配置する。宿舎は極力風致への影響を少なくするよう留意して整備する。宮古市街及び国道からの利用者の円滑な導入を図るため、車道の改良等を行う。本地区への主たる交通手段はバス及びマイカーであり、奥浄土ヶ浜に至る車道はマイカー規制を実施していることから、区域外の利用拠点や交通体系との連携にも配慮して、駐車場を適切に配置する。駐車場から奥浄土ヶ浜や臼木山等の主要興味地点及び船着場への利用動線を確保するため、地区内の各施設を連絡するとともに海岸景観を觀賞するための歩道を整備する。また、陸中海岸を海から觀賞するための船舶運送施設を整備する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	64.2	<p>一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更</p> <p>区域 昭32.10.1指定 平6.11.7変更</p> <p>詳細計画 昭41.8.26決定 昭50.2.21変更 平6.11.7変更</p>			
						面積計		国	公	私
								-	63.7	0.5
						64.2				

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考			
4	碁石海岸	岩手県大船渡市末崎町の一部	本地区は、断崖や水道等の変化に富んだ海食崖とクロマツ・アカマツ林が良好な風致を形成する公園南部の主要な利用拠点である。キャンプ等の野外レクリエーションに重点をおいた滞在利用の拠点として、また自然探勝利用の拠点として整備を進める。	碁石海岸整備計画区	滞在利用の拠点として、快適に利用できるよう野営場を整備する。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。 自然探勝利用の促進を図るため、当該地区の利用案内、自然情報の提供、自然の恵みと脅威を学ぶ場として案内所を整備するほか、展望に適した場所には展望施設や遊歩道等を整備する。 また、南北に細長い地区内の連絡を良好に保ち快適な利用を促進するため、県道の改良を図る。 施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。	55.3	一般計画 昭39.6.1決定 平6.11.7変更  区域 平6.11.7指定  詳細計画 平6.11.7決定			
				面積計				国	公	私
								-	31.4	23.9
								55.3		
5	田老	岩手県宮古市田老字青砂里、田老字乙部野、田老字越田及び田老字和野の各一部	本地区は、三王岩、真崎海岸をはじめとする優れた観賞対象を有する北部陸中海岸の主要な利用拠点である。キャンプ場や国民宿舎を有する滞在拠点として、また、海岸景観の観賞、海水浴等の日帰り利用の拠点として整備を進める。	沼の浜整備計画区	地区の北部に位置する計画区である。海水浴場や野営場を整備する。	23.2	一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更  区域 昭39.12.17指定 平6.11.7変更  詳細計画 平6.11.7決定			
				真崎整備計画区	地区の中央部に位置する計画区である。壮麗な海岸景観の保護に十分留意し、北部陸中海岸を船上から観賞するための船舶運送施設等を整備する。	52.0				
				三王整備計画区	地区の南部に位置する計画区である。滞在利用の促進を図るため、国民宿舎、園地、自然解説施設等を整備する。	28.8				
				道路(車道)	南北に細長い地区内の連絡を良好に保ち、快適な利用を促進するため車道の改良を図る。	-				
				道路(歩道)	地区内の各施設を連絡するとともに、海岸景観を探勝するための歩道として整備する。	-				
				面積計				国	公	私
								-	11.4	92.6
			104.0							

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			備考			
6	普代	岩手県下閉伊郡普代村字下村の一部	本地区は、北山崎と並ぶ断崖景観を有する北部陸中海岸の主要な利用拠点である。雄大な海岸景観を活かし、キャンプ場や国民宿舎のある滞在拠点として、また海岸景観の観賞等の日帰り利用の拠点として整備を進める。	普代整備計画区	地区の中心部にある国民宿舎や入口部にある野営場を充実させる。特に、本公園が車利用主体であることを考慮し、オートキャンプ場を整備する。本公園の主要公園事業車道である普代羅賀線からの利用者の円滑な導入を図るため、村道の改良等を行う。また、自然探勝利用の促進を図るため、地区内の各施設を連絡するとともに海岸景観を採勝するための歩道及び地区縁辺部にある展望施設の整備を図る。	51.8			一般計画 昭30.5.2決定 平6.11.7変更  区域 平6.11.7指定  詳細計画 平6.11.7決定			
						面積計				国	公	私
										-	43.3	8.5
										51.8		
7	気仙沼大島	宮城県気仙沼市字大初平及び字外畑の各一部	本地区は、気仙沼湾に浮かぶ東北地方最大の有人島である気仙沼大島の東岸に位置する主要な利用拠点である。公園南部の特徴ある自然とのふれあいを深めるため、キャンプや自然体験を推進するとともに、宿舎、自然探勝路等の有機的な連携を図り、快適な自然探勝ができる滞在型拠点として整備を進める。	気仙沼大島整備計画区	宿舎を中心に園地、野営場等を整備する。これらの施設と駐車場、自然体験施設（田中浜）等の施設間の連絡を良好に保ち、また、快適な自然探勝利用ができるよう、周辺に自然観察路や案内施設等を整備する。自然観察路は、災害時の避難路として利用されることにも配慮した整備を行う。野営場は、災害時にも活用可能なオートキャンプ場とする。  施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。	65.8			一般計画 昭49.2.6決定 平6.11.7変更  区域 昭49.2.6指定 平6.11.7変更  詳細計画 昭49.2.6決定 平6.11.7決定			
						面積計				国	公	私
										1.7	48.5	15.6
										65.8		

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)			備考			
8	唐桑御崎	宮城県気仙沼市唐桑町崎浜の一部	本地区は、南部陸中海岸の唐桑半島の南端に位置する主要な利用拠点である。自然探勝利用を推進する地区として、滞在利用と日帰り利用の両面に対応できるよう整備を進める。	唐桑御崎整備計画区	自然探勝利用の促進を図るため、各施設の連携に留意しつつ博物展示施設、自然観察路、展望園地、休憩所等を整備する。快適な滞在拠点として、宿舎及びその周辺整備を図るとともに、野営場はプラットホーム型テントサイト及びオートキャンプ場の導入を図る。また、滞在利用者用に小規模な運動施設を整備する。	35.1			一般計画 昭 39. 6. 1 決定 平 6. 11. 7 変更  区域 昭 43. 10. 1 指定 昭 49. 2. 6 変更 平 6. 11. 7 変更  詳細計画 昭 43. 10. 1 決定 昭 49. 2. 6 変更 平 6. 11. 7 変更			
						面積計				国	公	私
										-	17.8	17.3
										35.1		
9	神割崎	宮城県石巻市十三浜字石生の一部 宮城県本吉郡南三陸町戸倉字寺浜の一部	本地区は、海岸に沿って見られる海食崖、海食洞等の地形とクロマツ林が特長の利用拠点である。 野外レクリエーションや自然探勝を中心とした、南三陸北部地域における滞在利用拠点として整備を進める。	神割崎整備計画区	当該地域の利用案内、自然の恵みを活かした滞在利用のための野営場、探勝利用のための遊歩道を整備する。 車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。	34.1						
						面積計				国	公	私
										0	0	34.1
										34.1		

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考			
10	鮎川浜	宮城県石巻市鮎川浜の一部	<p>本地区は、牡鹿半島の先端部に面しており、金華山、網地島、田代島への航路が発着する利用拠点である。</p> <p>漁業体験や自然再生の体験など、牡鹿半島とその周辺におけるエコツーリズムや、地域固有の文化を学ぶ拠点として整備を進める。</p>	鮎川浜整備計画区	<p>本地区及び牡鹿半島とその周辺の公園区域における利用案内、東北太平洋岸自然歩道に関する情報提供の場、自然の恵みを活かした体験利用を提供する場として博物館展示施設を整備するとともに、利用者の休憩に供する休憩所を整備する。</p> <p>車利用が多いことから適切な規模の駐車場を確保するとともに、利用者の交通安全や近隣住民への配慮のため、適切かつ安全な利用者動線を確保する。</p> <p>施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、周囲の風致景観との調和や災害時の避難誘導等に配慮するとともに、地域の伝統的技術や素材、再生可能エネルギー等を活用する。また、災害廃棄物由来の再生資材等の有効活用により、東日本大震災からの復興に貢献する。</p>	4.2				
						面積計		国	公	私
								-	-	-
						4.2				



(イ) 単独施設

単独施設は次のとおりである。

(表 17：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
1	園地	青森県八戸市（蕪島）	ウミネコ観察、風景鑑賞及び本公園の玄関口としての案内機能を有する園地として整備する。
2	宿舎	青森県八戸市（鮫角）	種差海岸階上岳地域の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。
3	園地	青森県八戸市（葦毛崎）	太平洋、海岸景観、階上岳、鮫角灯台等の風景を展望するための園地として整備する。
4	園地	青森県八戸市（白浜）	海水浴をはじめとする自然とふれあうための園地として整備する。
5	園地	青森県八戸市（高岩）	太平洋、海岸景観、階上岳等の風景を展望するための園地として整備する。
6	園地	青森県三戸郡階上町（大蛇）	釣り、磯遊び等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
7	園地	青森県三戸郡階上町（小舟渡）	シバ草原でのピクニック、海岸景観と海岸植生の探勝のための園地として整備する。
8	園地	青森県三戸郡階上町（寺下観音）	寺下観音周辺の文化景観と自然景観の織りなす風景を探勝するための園地として整備する。
9	園地	青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）	階上岳山頂周辺からの八甲田連峰、太平洋、北上山地の山々の展望及び周辺の自然探勝のための園地として整備する。



番号	種類	位置	整備方針
10	野営場	青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）	階上岳の探勝及び東北太平洋岸自然歩道の利用者のための滞在拠点として整備する。
11	園地	岩手県宮古市（月山山頂）	重茂半島、宮古市街等の展望地及び歩道の休憩地として整備する。
12	園地	岩手県宮古市（与奈）	重茂半島東岸の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
13	園地	岩手県宮古市（とどヶ崎）	本州最東端の地における自然性の高い海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
14	野営場	岩手県宮古市（姉吉）	とどヶ崎を探勝するための滞在拠点として整備する。
15	園地	岩手県大船渡市（穴通磯）	穴通磯周辺の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
16	駐車場	岩手県大船渡市（穴通磯）	穴通磯周辺の利用者のための駐車場として整備する。
17	園地	岩手県久慈市（田子の木）	釣り等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
18	園地	岩手県久慈市（北侍浜）	侍浜の海岸景観の觀賞地として、また釣り等の野外レクリエーションに活用される園地として整備する。
19	宿舎	岩手県久慈市（北侍浜）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
20	野営場	岩手県久慈市（北侍浜）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
21	園地	岩手県久慈市（白前）	北部陸中海岸の海岸景観の觀賞地及び歩道の休憩地として整備する。
22	園地	岩手県久慈市（麦生）	牛島周辺の海岸景観の觀賞地及び歩道の起終点として整備する。
23	園地	岩手県陸前高田市（蛇ヶ崎）	蛇ヶ崎周辺の海岸景観を觀賞するための園地として整備する。
24	園地	岩手県陸前高田市（黒崎）	広田半島の海岸景観の觀賞地及び歩道の起終点として整備する。
25	野営場	岩手県陸前高田市（黒崎）	南部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
26	園地	岩手県陸前高田市（広田崎）	椿島・青松島の展望地及び広田半島の海岸景観の觀賞地として整備する。
27	園地	岩手県釜石市（鐙崎）	三貫島の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の觀賞地として整備する。
28	園地	岩手県釜石市（尾崎）	東北自然歩道の休憩地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
29	園地	岩手県釜石市（青出浜）	釜石湾の展望地及び東北自然歩道の休憩地として整備する。
30	園地	岩手県釜石市（早坂峠）	唐丹湾、死骨崎等の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の観賞地として整備する。
31	園地	岩手県大船渡市（千歳）	吉浜湾、首崎等の展望地及び南部陸中海岸の海岸景観の観賞地として整備する。
32	園地	岩手県大船渡市（首崎）	南部陸中海岸の海岸景観の観賞地及び歩道の終点として整備する。
33	園地	岩手県大船渡市（綾里崎）	綾里崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
34	園地	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	浪板海岸周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
35	宿舎	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	海水浴等の利用形態に対応した滞在拠点として整備する。
36	野営場	岩手県上閉伊郡大槌町（浪板海岸）	海水浴等の利用形態に対応した滞在拠点として整備する。
37	園地	岩手県上閉伊郡大槌町（筋山）	大槌湾周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
38	宿舎	岩手県上閉伊郡大槌町（筋山）	大槌湾周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
39	園地	岩手県下閉伊郡山田町（オランダ島）	海水浴等の利用形態に対応し、山田湾の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
40	園地	岩手県下閉伊郡山田町（漣磯）	船越半島東部の自然探勝の拠点及び歩道の休憩地として整備する。
41	園地	岩手県下閉伊郡山田町（四十八坂）	船越湾の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
42	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（水尻崎）	海岸林の内部で休養できる林間園地として整備する。
43	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（小本浜）	小本浜の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
44	野営場	岩手県下閉伊郡岩泉町（小本浜）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
45	園地	岩手県下閉伊郡岩泉町（茂師）	熊の鼻等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
46	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（七ツ森）	田野畑村及び普代村の海岸部一帯を展望するための園地として整備する。
47	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（北山崎）	雄大な北山崎の海岸景観の観賞地及び歩道の休憩地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
48	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（弁天崎）	北山崎海岸へ連なる海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
49	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（明戸浜）	弁天崎等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
50	野営場	岩手県下閉伊郡田野畑村（明戸浜）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
51	園地	岩手県下閉伊郡田野畑村（鶉ノ巣）	鶉ノ巣断崖の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
53	野営場	岩手県九戸郡野田村（十府ヶ浦）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
54	園地	岩手県九戸郡野田村（米田）	北部陸中海岸の海岸景観の観賞地及び国道沿いの休憩地として整備する。
55	野営場	岩手県九戸郡野田村（玉川）	北部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
56	園地	宮城県気仙沼市（亀山）	気仙沼湾、唐桑半島等の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
57	園地	宮城県気仙沼市（小田ノ浜）	小田ノ浜の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
58	水泳場	宮城県気仙沼市（小田ノ浜）	小田ノ浜における海水浴場として整備する。
59	園地	宮城県気仙沼市（新王平）	大前見島、小前見島等の展望地及び周辺の海岸線の観賞地として、また歩道の休憩地として整備する。
60	園地	宮城県気仙沼市（龍舞崎）	龍舞崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
61	園地	宮城県気仙沼市（岩井崎）	岩井崎周辺の海岸景観を観賞するための園地として整備する。
62	園地	宮城県気仙沼市（巨釜半造）	巨釜半造の海岸景観の観賞地及び歩道の起終点として整備する。
63	宿舎	岩手県陸前高田市（黒崎）	南部陸中海岸を探勝するための滞在拠点として整備する。
64	園地	岩手県下閉伊郡山田町（船越）	船越湾等の海岸景観を鑑賞するための園地として整備する。
65	園地	岩手県下閉伊郡普代村（普代浜）	普代浜周辺の自然探勝のための園地として整備する。
66	展望施設	宮城県石巻市（上ノ山）	追波湾周辺の海岸景観の鑑賞及び休憩のための展望施設として整備する。
67	水泳場	宮城県石巻市（白浜）	白浜海岸における海水浴場として整備する。
68	園地	宮城県石巻市（月浜）	野鳥観察、川下りなど北上川河口における野外レクリエーションの滞在拠点および案内機能を有する園地として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
69	展望施設	宮城県石巻市（峠崎）	峠崎周辺の海岸景観、八景島諸島等の風景を展望するための展望施設として整備する。
70	展望施設	宮城県石巻市（白銀崎）	白銀崎周辺の海岸景観、白銀崎灯台等の風景を展望するための展望施設として整備する。
71	展望施設	宮城県石巻市（月浦）	月浦周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
72	展望施設	宮城県石巻市（田代島）	田代島周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
73	園地	宮城県石巻市（清崎）	清崎周辺の風景を探勝する利用者のための園地として整備する。
74	展望施設	宮城県石巻市（鮑荒崎）	鮑荒崎周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
75	宿舎	宮城県石巻市（山鳥渡）	牡鹿半島周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
76	野営場	宮城県石巻市（山鳥渡）	牡鹿半島周辺を探勝するための滞在拠点として整備する。
77	園地	宮城県石巻市（御番所）	太平洋、海岸景観、金華山、網地島及び田代島等の風景の展望及びピクニック等の野外レクリエーションに活用するための園地として整備する。
78	園地	宮城県石巻市（網地）	網地島周辺の海岸景観を展望するための園地として整備する。
79	園地	宮城県石巻市（渡波滅生）	渡波滅生崎周辺の海岸景観、金華山等の風景を展望するための園地として整備する。
80	水泳場	宮城県気仙沼市（お伊勢浜）	お伊勢浜における海水浴場として整備する。
81	水泳場	宮城県気仙沼市（大谷）	大谷海岸における海水浴場として整備する。
82	水泳場	宮城県気仙沼市（赤崎）	赤崎海岸および小泉海岸における海水浴場として整備する。
83	園地	宮城県気仙沼市及び本吉郡南三陸町（田束山）	田束山山頂周辺からの太平洋及び北上山地の山々の展望並びに周辺の自然探勝のための園地として整備する。
84	休憩所	宮城県登米市（不動尊）	自然景観と、それと一体となった横山不動尊周辺の文化景観の織りなす風景を探勝する利用者のための休憩所として整備する。

番号	種類	位置	整備方針
85	休憩所	宮城県登米市（虚空蔵尊）	自然景観と、それと一体となった虚空蔵尊周辺の文化景観の織りなす風景を採勝する利用者のための休憩所として整備する。
86	展望施設	宮城県牡鹿郡女川町（大六天）	牡鹿半島周辺の海岸景観等の風景を展望するための展望施設として整備する。
87	展望施設	宮城県牡鹿郡女川町（江島）	江島周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
88	展望施設	宮城県本吉郡南三陸町（歌津崎）	歌津崎周辺の海岸景観を展望するための展望施設として整備する。
89	野営場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	長須賀海岸周辺を採勝するための滞在拠点として整備する。
90	水泳場	宮城県本吉郡南三陸町（長須賀）	長須賀海岸における海水浴場として整備する。
91	園地	宮城県本吉郡南三陸町（戸倉）	シーカヤック、磯遊びなど志津川湾における野外レクリエーションの滞在拠点および案内機能を有する園地として整備する。

## (ウ) 道路

## a 車道

車道は次のとおりである。

(表 18：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	蕪島白浜線	起点－青森県八戸市（小舟渡平） 終点－青森県八戸市（白浜・国立公園境界）		葦毛崎園地への到達路、及び車道沿線からの種差海岸の景観鑑賞路として整備する。
2	階上岳線	起点－階上岳（鳥屋部字福立沢・国立公園境界） 終点－階上岳（鳥屋部字長峰・国立公園境界）  起点－階上岳（鳥屋部字行人・国立公園境界） 終点－階上岳（大開平）		階上岳山頂園地への到達路として整備する。
3	月山線	起点－岩手県宮古市（月山・国立公園境界） 終点－岩手県宮古市（月山山頂）		月山山頂園地への到達路として整備する。
4	基石海岸線	起点－岩手県大船渡市（大浜・国立公園境界） 終点－岩手県大船渡市（山岸・国立公園境界） 終点－岩手県大船渡市（基石海岸集団施設地区）		基石海岸集団施設地区への到達路として整備する。自動車の他に歩行者や自転車利用者にも配慮する。
5	首崎周回線	起点－岩手県大船渡市（小壁崎・国立公園境界） 終点－岩手県大船渡市（大塩岬・国立公園境界）	首崎	首崎園地への到達路として整備する。
6	綾里崎周回線	起点－岩手県大船渡市（野々前・国立公園境界） 終点－岩手県大船渡市（田浜下・国立公園境界）	綾里崎	綾里崎園地への到達路として整備する。
7	大浦・磯線	起点－岩手県下閉伊郡山田町（大浦・国立公園境界） 終点－岩手県下閉伊郡山田町（漣磯）		漣磯園地への到達路として整備する。
8	普代羅賀線	起点－岩手県下閉伊郡普代村（普代・国立公園境界） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀・国立公園境界） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（北山崎）	普代集団施設地区	北部陸中海岸の各興味地点へ到達する基幹道路として整備する。
9	龍舞崎亀山線	起点－宮城県気仙沼市（外畑・国立公園境界） 終点－宮城県気仙沼市（龍舞崎） 終点－宮城県気仙沼市（亀山）	気仙沼大島 集団施設地区 小田ノ浜	気仙沼大島内の展望地、海水浴場等への到達路として整備する。
10	巨釜半造線	起点－宮城県気仙沼市（中・国立公園境界） 終点－宮城県気仙沼市（巨釜） 終点－宮城県気仙沼市（半造）		南部陸中海岸の中心的な自然探勝地点への到達路として整備する。自動車の他に歩行者及び自転車利用者にも配慮する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
11	中井御崎線	起点－宮城県気仙沼市（中井） 終点－宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区）		唐桑御崎集団施設地区への到達路として整備する。
12	船越線	起点－岩手県下閉伊郡山田町（田ノ浦・国立公園境界） 起点－岩手県下閉伊郡山田町（田ノ浦・国立公園境界）	荒神社	船越園地への到達路として整備する。
13	峠崎線	起点－宮城県石巻市（雄勝町船越字荒・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町船越字荒・国立公園境界）	峠崎	峠崎園地への到達路として整備する。
14	雄勝線	起点－宮城県石巻市（雄勝町船越字天王山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字立浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字天神・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（雄勝町立浜字寺下・国立公園境界）		車道沿線からの雄勝湾の景観鑑賞路として整備する。
15	女川・雄勝線	起点－宮城県石巻市（雄勝町分浜字波板・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（指ヶ浜字大道・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（御前浜字松葉・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（石浜字崎山・国立公園境界）	尾浦、竹浦	車道沿線からの雄勝湾・御前湾の景観鑑賞路として整備する。
16	牡鹿半島西海岸 線	起点－宮城県石巻市（小積浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（小網倉浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（清水田浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（大原浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（給分浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（十八成浜・国立公園境界）		車道沿線から網地島・田代島の景観鑑賞路として整備する。
17	大柳津線	起点－宮城県登米市（津山町柳津字大柳津・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町柳津字大柳津・虚空蔵尊）	虚空蔵尊	虚空蔵尊園地への到達路として整備する。
18	竹浦・出島線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（竹浦字竹浦・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字合ノ浜・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（出島字寺間・国立公園境界）		出島への到達路として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
19	牡鹿半島東海岸線	終点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜字向・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（大石原浜字大石原浜・国立公園境界） 終点－宮城県牡鹿郡女川町（野々浜字大道・国立公園境界） 起点－宮城県牡鹿郡女川町（飯子浜字飯子・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（寄磯浜玉梅沢・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（鮫浦浜畑・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮫浦紅花蔓・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（大谷川浜小浜山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（谷川浜・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（鮎川浜駒ヶ峰・国立公園境界）	山鳥渡	車道沿線からの江島諸島・鮫浦湾の景観鑑賞路として整備する。
20	牡鹿半島公園線	起点－宮城県牡鹿郡女川町（小乗浜字金山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界）	大六天、大草山、鮎川浜	車道沿線からの女川湾・網地島・田代島の景観鑑賞路及び鮎川浜集団施設地区への到達路として整備する。
21	歌津崎線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字馬場・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字泊浜） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字番所・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（歌津字尾崎）	長須賀	歌津崎園地への到達路として整備する。
22	神割崎観光線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字寺浜・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字寺浜・町界）	神割崎	神割崎集団施設地区への到達路として整備する。
23	志津川・北上線	起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字底土・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字合羽沢・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字原・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字滝浜・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字滝浜・国立公園境界） 終点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字藤浜・国立公園境界） 起点－宮城県本吉郡南三陸町（戸倉字長清水・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字小指・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字小泊・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字大室・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界）	戸倉、月浜	車道沿線からの志津川湾・追波湾の景観鑑賞路として整備する。



番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
		起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字上ノ山・国立公園境界） 起点－宮城県石巻市（北上町十三浜字長塩谷・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（北上町十三浜字月浜・国立公園境界）		

b 歩道

歩道は次のとおりである。

(表 19 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
1	東北太平洋岸自然歩道線	起点－青森県八戸市（蕪島） 終点－青森県三戸郡階上町（榎）  起点－青森県三戸郡階上町（小舟渡） 終点－青森県三戸郡階上町（小舟渡・国立公園境界）  起点－青森県三戸郡階上町（鳥屋部・国立公園境界） 終点－青森県三戸郡階上町（階上岳山頂）  起点－青森県三戸郡階上町（つくし森・歩道合流点） 終点－青森県三戸郡階上町（大開平・歩道合流点）  起点－岩手県久慈市 （桑畑・国立公園境界） 終点－岩手県久慈市 （麦生・国立公園境界）  起点－岩手県久慈市 （大尻・国立公園境界） 終点－岩手県久慈市 （小袖・国立公園境界）	種差海岸、北侍浜、白前	風景（自然・人文景観）、歴史、文化などの奥深さを知り、体験することのできる東北太平洋岸自然歩道として、また種差海岸階上岳地域の景観、自然環境、文化を採勝するための歩道として整備する。
2	崎山海岸線	起点－岩手県宮古市（宮古姉ヶ崎集団施設地区） 終点－岩手県宮古市（日出島・国立公園境界）  起点－岩手県宮古市（日出島・国立公園境界） 終点－岩手県宮古市（浄土ヶ浜集団施設地区）		宮古姉ヶ崎集団施設地区と浄土ヶ浜集団施設地区の連絡路として、また自然観察路として整備する。
3	月山線	起点－岩手県宮古市（白浜・国立公園境界） 終点－岩手県宮古市（荒巻・国立公園境界）	月山山頂	重茂半島の自然を採勝し、月山山頂からの展望を楽しむための歩道として整備する。
4	とどヶ崎線	起点－岩手県宮古市（里） 終点－岩手県宮古市（姉吉）	とどヶ崎	本州最東端への到達路として、また林間の自然観察路として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
6	黒崎釜ヶ崎線	起点－岩手県陸前高田市（黒崎） 終点－岩手県陸前高田市（釜ヶ崎・国立公園境界）	黒磯岩	広田半島の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
7	東北自然歩道線	起点－岩手県釜石市（尾崎白浜・国立公園境界） 終点－岩手県釜石市（尾崎） 終点－岩手県釜石市（平田） 終点－岩手県釜石市（平田）  起点－岩手県釜石市（箱崎白浜・国立公園境界） 終点－岩手県釜石市（御箱崎）  起点－宮城県石巻市（金華港） 終点－宮城県石巻市（小函崎） 終点－宮城県石巻市（千畳敷・歩道合流点）	尾崎神社、金華山	東北地方一円を巡る東北自然歩道として、またリアス海岸の景観を探勝する歩道として整備する。
8	首崎線	起点－岩手県大船渡市（首崎） 終点－岩手県大船渡市（首崎）		岬周辺の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
9	船越半島線	起点－岩手県下閉伊郡山田町（荒神社） 終点－岩手県下閉伊郡山田町（小谷島・国立公園境界）  起点－岩手県下閉伊郡山田町（小谷島・国立公園境界） 終点－岩手県下閉伊郡山田町（小根ヶ崎）	漣磯 霞露ヶ岳	船越半島のイヌシデ・アカマツ群落等自然植生を探勝し、霞露ヶ岳へ到達するための探勝歩道として整備する。
10	島越鶉ノ巣線	起点－岩手県下閉伊郡田野畑村（島越） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（鶉ノ巣）		断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。
11	北山崎線	起点－岩手県下閉伊郡普代村（前浜） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（弁天崎）	普代集団施設地区、北山崎	断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。
12	七ツ森線	起点－岩手県下閉伊郡普代村（黒崎） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（七ツ森・国立公園境界）		七ツ森山頂への到達路（登山道）として整備する。
13	小田ノ浜龍舞崎線	起点－宮城県気仙沼市（小田ノ浜） 終点－宮城県気仙沼市（龍舞崎）		気仙沼大島東岸の海岸景観を探勝する歩道として整備する。
14	御崎巨釜半造線	起点－宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区） 終点－宮城県気仙沼市（巨釜半造）		断崖の続く海岸景観を探勝する歩道として整備する。
15	金華山島線	起点－宮城県石巻市（仁王崎） 終点－宮城県石巻市（鮑荒崎）	金華山	金華山の自然を探勝し、金華山山頂からの展望を楽しむための登山道として整備する。

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
16	鮎川・山鳥線	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜山鳥渡）  起点－宮城県石巻市（鮎川浜黒崎） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜・一の鳥居）	山鳥渡	山鳥渡の自然を探勝し、金華山および海岸景観を探勝する歩道として整備する。
17	横山線	起点－宮城県登米市（津山町横山・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町横山・国立公園境界）	横山不動尊	横山不動尊周辺の自然及び文化を探勝するための歩道として整備する。
18	虚空蔵線	起点－宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界） 終点－宮城県登米市（津山町柳津・国立公園境界）	虚空蔵尊	虚空蔵尊周辺の自然及び文化を探勝するための歩道として整備する。

(エ) 運輸施設

運輸施設は次のとおりである。

(表 20：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針
1	羅賀北山崎線	船舶運送施設	起点－岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（机）  起点－岩手県下閉伊郡田野畑村（机） 終点－岩手県下閉伊郡田野畑村（羅賀）	北山崎、羅賀・平井賀海岸、弁天崎等	北山崎を始めとする豪壮な断崖景観及び白亜紀の地層を觀賞する手段として整備する。
2	宮古普代線	船舶運送施設	起点－岩手県宮古市（浄土ヶ浜集団施設地区） 終点－岩手県下閉伊郡普代村（太田名部）	田老集団施設地区	姉ヶ崎、真崎海岸、北山崎等北部陸中海岸の海岸景観の觀賞する手段として整備する。
3	－	係留施設	岩手県釜石市（青出浜）		小型遊覧船の発着する地点として必要な施設を整備する。
4	長崎新王平線	船舶運送施設	起点－宮城県気仙沼市（長崎港） 終点－宮城県気仙沼市（長崎港）	海中公園地区1号、2号	海中公園地区及び周辺海岸景観の觀賞する手段として整備する。
5	御崎巨釜半造線	船舶運送施設	起点－宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区） 終点－宮城県気仙沼市（唐桑御崎集団施設地区）	海中公園地区3号	海中公園地区及び周辺海岸景観の觀賞する手段として整備する。
6	碁石海岸線	船舶運送施設	起点－岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区） 終点－岩手県大船渡市（碁石海岸集団施設地区）	碁石海岸集団施設地区、穴通磯等	碁石岬、雷岩・乱曝谷、穴通磯等の海岸景観を鑑賞する手段として整備する。
7	－	係留施設	宮城県気仙沼市（新王平）		小型遊覧船の発着する地点として必要な施設を整備する。
8	鮎川浜金華山線	船舶運送施設	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（鮎川浜）	金華山	金華山へ到達する手段として整備する。
9	鮎川浜田代島線	船舶運送施設	起点－宮城県石巻市（鮎川浜・国立公園境界） 終点－宮城県石巻市（大泊）	網地島	網地島、田代島へ到達する手段として整備する。

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

昭和 30年 5月 2日	厚生省告示第 110号	公園区域の指定
昭和 39年 6月 1日	厚生省告示第 243号	公園区域の拡張
昭和 46年 1月 22日	厚生省告示第 10号	公園区域の拡張
平成 6年 11月 7日	環境庁告示第 83号	公園区域の変更 (再検討)
平成 12年 3月 31日	環境庁告示第 26号	公園区域の変更 (点検1)
平成 25年 5月 24日	環境省告示第 50号	公園区域の変更 (点検3 : 三陸復興国立公園の指定)

###### イ 規制計画

昭和 30年 5月 2日	厚生省告示第 112号	特別地域、特別保護地区の指定
昭和 39年 6月 1日	厚生省告示第 244号	公園計画の変更
	厚生省告示第 245号	特別地域の区域変更
	厚生省告示第 246号	特別保護地区の区域変更
昭和 46年 1月 22日	厚生省告示第 12号	特別地域、海中公園地区の追加
平成 6年 11月 7日	環境庁告示第 84号	公園計画の変更 (再検討)
	環境庁告示第 85号	特別地域の区域変更
	環境庁告示第 86号	特別保護地区の区域変更
平成 12年 3月 31日	環境庁告示第 27号	公園計画の変更
	環境庁告示第 28号	特別地域の区域変更
平成 25年 5月 24日	環境省告示第 51号	公園計画の変更 (点検3)
	環境省告示第 52号	特別地域の区域変更

###### ウ 事業計画

昭和 30年 5月 2日	厚生省告示第 111号	利用施設計画の決定
昭和 32年 10月 1日	厚生省告示第 319号	集団施設地区の区域指定
昭和 32年 12月 17日	厚生省告示第 557号	集団施設地区の計画決定
	厚生省告示第 560号	集団施設地区の区域指定
	厚生省告示第 563号	集団施設地区の詳細計画決定
昭和 34年 10月 26日	厚生省告示第 301号	利用施設計画の決定
昭和 35年 5月 17日	厚生省告示第 133号	利用施設計画の決定
昭和 35年 6月 11日	厚生省告示第 169号	利用施設計画の決定
昭和 36年 4月 4日	厚生省告示第 79号	利用施設計画の決定
昭和 36年 12月 11日	厚生省告示第 416号	利用施設計画の決定

昭和 39年 5月 15日	厚生省告示第 212号	利用施設計画の決定
昭和 39年 6月 13日	厚生省告示第 273号	利用施設計画の決定
昭和 39年 8月 20日	厚生省告示第 415号	利用施設計画の決定
昭和 39年 10月 23日	厚生省告示第 503号	利用施設計画の決定
昭和 41年 8月 26日	厚生省告示第 390号	集団施設地区の区域変更
	厚生省告示第 391号	集団施設地区の詳細計画決定
昭和 43年 10月 1日	厚生省告示第 397号	集団施設地区の区域、詳細計画決定
昭和 45年 5月 21日	厚生省告示第 176号	利用施設計画の決定
昭和 46年 1月 22日	厚生省告示第 16号	利用施設計画の変更
昭和 47年 3月 9日	環境庁告示第 3号	利用施設計画の変更
昭和 47年 10月 18日	環境庁告示第 41号	利用施設計画の変更
	環境庁告示第 44号	集団施設地区の区域、詳細計画変更
昭和 49年 2月 6日	環境庁告示第 5号	集団施設地区の名称変更
	環境庁告示第 6号	集団施設地区の詳細計画変更
昭和 50年 2月 21日	環境庁告示第 6号	集団施設地区の詳細計画変更
昭和 50年 12月 4日	環境庁告示第 3号	利用施設計画の変更
昭和 51年 6月 2日	環境庁告示第 33号	利用施設計画の変更
平成 2年 8月 18日	環境庁告示第 54号	利用施設計画の変更
平成 6年 11月 7日	環境庁告示第 87号	集団施設地区の区域変更
平成 17年 1月 14日	環境省告示第 3号	集団施設地区の区域変更 (点検2)
	環境省告示第 4号	集団施設地区の指定の解除
	環境省告示第 5号	利用施設計画の変更
平成 25年 5月 24日	環境省告示第 51号	公園計画の変更 (点検3)
	環境省告示第 53号	集団施設地区の指定